# 第44回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

平成28年 3月 7日 開会

伊方町議会

## 第44回伊方町議会定例会会議録(第1号)

- ○招集年月日 平成28年 3月 7日(月)
- ○招集の場所 伊方庁舎4階議場
- ○開会(開議) 3月7日(月) 10時00分宣告
- ○出席議員(16名)

1番	竹内	一則	2番	廣瀨	秀晴
3番	清家恆	真太郎	4番	福島	大朝
5番	菊池	隼人	6番	山本	吉昭
7番	小泉	和也	8番	中村	敏彦
9番	吉川	保吉	10番	阿部	吉馬
11番	小林	絹久	12番	菊池	孝平
13番	中村	明和	14番	髙岸	助利
15番	篠川	長治	16番	吉谷	友一

## ○欠席議員(0名) なし

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町		長	山下	和彦	副	Ħ	丁	長	森口区	ス兵衛
教	育	長	河野	達司	監	査	委	員	阿部	一寿
総	務 課	長	門田	光和	財	政	課	長	中田	克也
政	策推進费	長 長	坂本	明仁	町	民	課	長	菊池	嘉起
福	祉 課	長	橋本	泰彦	保	健 介	護 課	長	小野潮	順博幸
産	業 振 興 誤	見 長	大野	金能	産業	<b>Ě振興</b>	課付護	長	兵頭	達也
農業	<b>委員会事務</b>	5局長	三好	正弘	建	設	課	長	黒田徳	. 大加
瀬戸	三総合支	所 長	井上	利彦	三山	<b>ଜ総</b>	合支原	斤長	大田	甚好
上	下水道	果 長	寺谷	哲也	会	計省	管 理	者	山本	桂二
教育	<b>下委員会事務</b>	局長	大森	貴浩	中县	央公!	<b></b> 民館食	官長	中田	信幸

## ○出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	細川	幸登茂	書	記	岩村	寿彦
書			記	吉本	治	書	記	矢野	喜久

## 伊方町議会第44回定例会議事日程(第1号)

平成28年3月7日(月)午前10時00分開議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告
  - 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
    - ッ 第 2 会期の決定
    - 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」「慶事報告」
    - ッ 第 4 一般質問
    - " 第 5 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて (議案第 12 号)
    - 第 6 伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 制定について (議案第 13 号)
    - " 第 7 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を 改正する条例制定について (議案第14号)
    - " 第 8 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第15号)
    - 第 9 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 16 号)
    - 第10 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について (議案第17号)
    - 第11 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について (議案第18号)
    - " 第12 伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について (議案第19号)
    - " 第13 伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 制定について (議案第20号)
    - " 第14 伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 制定について (議案第21号)
    - " 第15 伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について (議案第22号)
    - ッ 第16 伊方町行政不服審査会条例制定について (議案第23号)
    - " 第17 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について (議案第24号)

```
日
 程
   第18
        組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
                                          (議案第 25 号)
IJ
   第19
        伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定について
                                          (議案第 26 号)
   第20
        平成27年度伊方町一般会計補正予算(第4号)
                                          (議案第 27 号)
IJ
   第21
        平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
IJ
                                          (議案第28号)
   第22
        平成27年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号)
IJ
                                          (議案第 29 号)
   第23
        平成27年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
IJ
                                          (議案第30号)
   第24
        平成27年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第3号)
                                          (議案第 31 号)
IJ
   第25
        平成27年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第2号)
                                          (議案第 32 号)
   第26
        平成27年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
IJ
                                          (議案第 33 号)
IJ
   第27
        平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第4号)
                                          (議案第 34 号)
        平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)
IJ
   第28
                                          (議案第 35 号)
   第29
        平成27年度伊方町水道事業会計補正予算(第1号)
                                          (議案第 36 号)
   第30
        平成28年度伊方町一般会計予算
                                          (議案第 37 号)
IJ
   第31
        平成28年度伊方町国民健康保険特別会計予算
                                          (議案第 38 号)
IJ
   第32
        平成28年度伊方町学校給食特別会計予算
                                          (議案第 39 号)
IJ
        平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計予算
   第33
                                          (議案第 40 号)
IJ
   第34
        平成28年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
                                          (議案第 41 号)
IJ
   第35
        平成28年度伊方町介護保険特別会計予算
                                          (議案第 42 号)
IJ
   第36
        平成28年度伊方町介護サービス特別会計予算
                                          (議案第 43 号)
IJ
   第37
        平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計予算
                                          (議案第 44 号)
IJ
IJ
   第38
        平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算
                                          (議案第 45 号)
   第39
        平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算(議案第46号)
IJ
        平成28年度伊方町風力発電事業特別会計予算
   第40
                                          (議案第 47 号)
IJ
        平成28年度伊方町水道事業会計予算
                                          (議案第 48 号)
IJ
   第41
```

## 開会宣告 (10 時 06 分)

○議長(吉谷友一) これより、伊方町議会第 44 回定例会を開会いたします。只今の出席議員 は、全員であります。よって、本会議は成立いた しました。

## 町長招集挨拶

**〇議長(吉谷友一)** 町長招集挨拶

〇町長 議長

〇議長(吉谷友一) 町長

**〇町長** 皆さん、おはようございます。本日ここ に、伊方町議会第44回定例会を召集いたしまし たところ、議員各位には、何かとご多忙の中全員 のご出席をいただき、提案申し上げます案件につ き、審議いただきますことに対し、深く敬意と感 謝を申し上げる次第でございます。また、各位に は、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力 を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、先ほど会 議に先立ち、全国町村議会議長会より「15 年在 籍議員の表彰」を受賞されましたお二人の議員に、 長年の功労に対する感謝状を贈呈させて頂きま した。改めまして、一言お祝いを申し上げます。 山本議員、福島議員におかれましては、このたび の受賞、誠におめでとうございます。お二人は、 合併前の旧瀬戸町議会議員として初当選され、合 併後、伊方町議会議員として3期を通算いたしま すと、15年以上の永きに亘り、議員活動にご尽 力され、議会活動を通じて、地域の発展や住民福 祉の向上、また何よりも町の発展に尽くされたご 功績によりまして、このたび表彰の栄に浴されま した。ここに、町民を代表して、これまでの並々 ならないご労苦に感謝を申し上げ、その輝かしい ご功績をお讃え申し上げます。 受賞された、お 二人には、引き続き、伊方町の更なる発展のため、 一層ご活躍をいただきますよう、切にお願い申し 上げます。言葉足りませんがお慶びの言葉とさせ

ていただきます。さて、次に私ごとではございま すが、私も町長に就任いたしましてから 10 年と なりました。昨年は、合併10周年記念式典のほ か、記念事業を無事に終えることができました。 改めまして、ここにこれまでの皆様のお力添えに 対し、深く感謝申し上げる次第でございます。そ こで、平成28年度を迎えるにあたり、伊方町の 町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、 議員の皆様をはじめ町民の皆様に、ご理解とご協 力を賜りたいと存じます。まず、私が皆様にご理 解を頂かなければならないのは、伊方町にとりま して、平成28年度は、様々な分野において、大 きな変化の始まりの年であるということであり ます。また、その大きな変化に対して、どのよう に適切に対処していくかが、伊方町の将来にとっ て、非常に重要になってくるものと考えます。具 体的に申し上げますと、町の財政面において、合 併に伴う地方交付税の優遇措置が、来年度から5 年間で、段階的に削減されることになります。ま た、昨年10月に行われた国勢調査によって、町 の人口は1万人を切る結果となり、人口減少に伴 う削減額を含めますと、毎年1億円を超えるペー スで減り続け、5年後には、現在の普通交付税と の比較で、約3倍もの削減が見込まれております。 更に、原子力発電所関連の財源として、防災行政 無線の整備や避難道路の整備、各地区の消防施 設・集会所の整備など、各種防災対策の事業に取 り組んで参りましたが、その財源として活用して きた 3 号機プルサーマル計画に対する核燃料サ イクル交付金と、1号機の長期運転に対する共生 交付金を活用した事業につきましても、残りわず かとなり、平成29年度には無くなる予定であり ます。従いまして、町財政は、歳入の減収等に伴 い、非常に厳しい局面を迎えることになりますが、 財政運営においては歳出削減のための大胆な見 直しが必要となって参ります。そのため、平成 28 年度からの第 4 次伊方町行政改革・実施計画

に掲げた改革に徹底して取り組み、事業の見直し 等に努めて参る所存であります。また、今年 4 月1日の実施を予定しております。組織・機構の 見直しにつきましても、合併後の職員の定員管理 に予定以上の成果が上がったことから、合併時の 正職員数 280 人を 204 人とし、これまでに 76 人 の削減を行っております。そのため、少なくなっ た職員の数に応じた事務処理体制と再編するた め、課の統廃合によって、スリムで簡素な組織・ 機構を目指すものであります。しかしながら、歳 出削減や組織機構の見直しにあたりましては、こ れまで議会からご意見を頂いておりますように、 町民の暮らしに直結する住民サービスや地域環 境の整備など、住民サービスの低下や日常生活へ の支障が生じないよう、十分に配慮しながら、情 勢の変化に対応すべく取り組んで参りますので、 何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げる 次第でございます。更に、次なる大きな変化、節 目といたしましては、伊方発電所3号機の再稼働 が現実になって来たことであります。昨年7月、 新規制基準に合格した伊方3号機について、国及 び四国電力から、再稼働について、地元同意の要 請を受けたことから、町議会及び環境監視委員会 の審議結果を踏まえ、再稼働を容認する判断に至 りました。その後、伊方発電所においては、再稼 働に向けた対策工事や原子力規制庁の手続き等 を行っておりますが、今年の夏までには再稼働す る見込みがあることを四国電力佐伯社長が表明 されております。伊方3号機の再稼働につきまし ては、町内において、震災前とは違った雰囲気の 中での再稼働となりますが、先の関西電力高浜発 電所 4 号機は再稼働の作業中にトラブルが発生 いたしました。伊方3号機においても、震災後5 年間にも及ぶ長期停止となっておりますので、事 業者には、万全の準備を行ったうえで、更に、徹 底した確認作業を行い、トラブルの無い再稼働と していただくと共に、私が、常日頃から求めてお

りますヒューマンエラーの防止対策など、再稼働 に当たっては、全ての関係者が心血を注ぎ、トラ ブル防止に全力で努めて頂くよう、強く求めて行 く所存であります。また、町といたしましては、 安全協定に基づき、徹底した監視と指導、また、 正確で迅速な情報提供を基本といたしまして、発 電所の安全対策を求めていくとともに、万に一つ もあってはならない、原子力災害に対する備えで ある住民避難計画については、地域住民の不安事 項となりますので、原子力防災訓練や避難訓練等 の実施を通じて検証を重ね、必要な対策を講じる ことによって、その実効性を高めて参りたい。こ のように考えております。いずれにいたしまして も、伊方3号機の再稼働を新たな原子力政策のス タートと捉え、町として緊張感を持って取り組む ことといたします。次に、「まちづくり」につい てであります。合併から既に10年が経過いたし まして、私が就任した際には策定しました「伊方 町総合計画」の計画期間が終了したため、このた び28年度からの新たな「第2次伊方町総合計画」 を策定いたしまして、今定例会に提案させて頂い ております。また、昨年度から国が進めておりま す、地方創生の動きにあわせて、人口減少対策を 中心とした「伊方町まち・ひと・しごと創生総合 戦略」につきましても、同時進行で策定作業を終 え、今後、国の交付金等も活用して効果的な事業 を推進することといたしております。特に、減り 続ける人口問題といたしまして、若い世代の方々 が「子どもを産み、育てる環境づくり」、「魅力 を感じるしごとづくり」、「生活の場として選ば れる住環境と健康長寿社会の実現」を基本目標と し、子育て環境の充実、産業振興、移住・定住対 策等の各事業に、町内の各種団体や民間企業、金 融機関、愛媛大学と、官民の連携による新たな取 り組みを進めていくこととなっております。以上 のように、平成28年度は、町行政を進めて行く 上で、非常に大きな変化が生じる年となります。

また、先にも申しましたが、伊方町の将来を考え たとき、いかに対処するかが非常に重要な課題と なって参ります。そのためには、私自身が、迫り くる変化に対する危機感を持ち、これまで以上の 堅実な行政運営に努めて行かなければならない ものと、強く感じております。また、私だけでな く、副町長をはじめ、事務事業にあたる全ての職 員においても、自分に与えられた職務を強く自覚 すると共に、「職員として何が出来るのか、住民 から何を求められているのか」。このことについ て職員自身の自覚を強く促し、意識改革に努める ことによって、自ら考え、行動し、住民の付託に 応えることが出来る奉仕者として、共に汗を流し ながら、新しい時代にふさわしい伊方町の行政運 営に取り組んで参る所存でございます。以上のよ うに、新年度からの町政運営に臨んで参る所存で ございますので、議員各位におかれましても、何 卒ご理解をいただき、これまで以上のご協力を賜 りますよう、よろしくお願い申し上げる次第でご ざいます。さて、今定例会に提案いたします案件 でございますが、条例制定及び改廃に関する議案、 15件。平成27年度一般会計及び特別会計補正予 算、10件。平成28年度一般会計及び特別会計当 初予算、12件。そのほか2件でございます。い ずれの案件も、町政を進める上で、非常に重要で あります。会期中、よろしくご審議のうえご決定 頂きますようお願い申し上げ、私の挨拶といたし ます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議事日程報告

○議長(吉谷友一) 議事日程報告をいたします。 本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおり であります。それに従いまして、議事を進めてま いります。これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

〇議長(吉谷友一) 日程第1、会議録署名議員 の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定により、議長において、2番廣 瀬秀晴議員、3番清家慎太郎議員を指名いたし ます。

## 会期の決定

○議長(吉谷友一) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長(吉谷友一) 日程第3、諸般の報告を行 います。お手許に配布してあるとおり、監査委員 から、地方自治法第199条第9項の規定により、 定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の 規定により、例月現金出納検査結果報告書が出さ れておりますのでお目通し下さい。次に、慶事報 告をいたします。開会前に表彰伝達を行いました 全国町村議会議長会表彰です。この表彰は、全国 町村議会議長会表彰規程に基づき、「15年以上在 職し功労のあった議員」に対し表彰されるもので あります。去る2月5日に開催された、全国町村 議会議長会定期総会において、「山本吉昭議員」 「福島大朝議員」が表彰を受けております。表彰 を受けられました 2 人の今後益々のご活躍を祈 念申し上げ慶事報告を終わります。以上で、諸般 の報告を終わります。

## 一般質問

○議長(吉谷友一) 日程第4、一般質問。お手 許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問 が出ております。会議規則第61条の規定により、 一般質問を許します。篠川長治議員。

〇議員(篠川長治) 議長

**〇議長(吉谷友一)** 篠川議員

○議員(篠川長治) 私は、次の事項について質問いたします。

1 交通事故治療費の第三者求償等について。

2 伊方発電所の安全対策等について。

最初に市町村が運営する国民健康保険(国保)で は、交通事故などが原因の治療費は、加害者が自 賠責保険などを使って全額負担するのが原則で あるが、損害保険会社の支払い審査に時間がかか る場合があるため、被害者が国保など公的医療保 険を使って治療し、後から国保などが加害者・損 保側に費用を請求する第三者求償という仕組み があります。厚労省によると国保の第三者求償の 平成25年度実績は、全国で約4万3千件。うち 交通事故は3万7千件余りで請求額は132億円に のぼっている。損保業界のまとめでは、交通事故 の公的医療保険全体からの請求は 10%程度だが、 国保に限ると5%弱にとどまっている。もし国保 も他の公的保険並みに請求すれば、少なくとも数 十億円規模の保険金が国保に支払われると厚労 省はみている。国保の取りはぐれは、市町村の担 当者がこの仕組みを詳しく知らなかったり、交通 事故の届け出がなく交通事故と知らなかったり して起きている。厚労省は損害保険協会と連携し、 届け出遅れを防ぐ考えとメディアは報じており ます。伊方町では交通事故等も含めて当該事故を 愛媛県国民健康保険団体連合会に委託しており ますが、損害を補てんするための求償行為、第三 者求償に関する問題の有無について、答弁を求め ます。

大綱2伊方発電所の安全対策に関しましては、原

子炉から放射性物質漏洩を防ぐために設けられ た、原子炉安全設計の多重防護のうちの一つに次 の5つの障壁がある。第一の障壁、燃料ペレット、 燃料および運転中に生成した放射性物質(核分裂 生成物)をペレット内部に保持する。第二の障壁、 燃料被覆管、燃料ペレットを閉じ込め放射性物質 が漏洩することを防ぐ。第三の障壁、原子炉圧力 容器、冷却材に溶出した放射性物質が外部に漏洩 することを防ぐ。第四の障壁、原子炉格納容器、 原子炉圧力容器が破損した際に、放射性物質を留 め放射線を遮蔽する。第五の障壁、原子炉建屋、 原子炉格納容器も破損した際、密閉環境の建屋に より外部への漏洩を防止する。万が一過酷事故の 際には、この五つの障壁で、止める、冷やす、閉 じ込める。このことの確保が重要であります。伊 方発電所では、その対策として、中型ポンプ車 210 m³/h、8台。加圧ポンプ車 150 m³/h、6台。 大型ポンプ車 1320 m³/h2 台などの設備を備えて いる。原子力規制委員会の規制基準は、過酷事故 として想定し得る代表的ないくつかのシナリオ に対して、その対策の実効性を明示することを要 求しております。その想定シナリオの一つとして 格納容器の破損防止対策に関する大型破断LO KA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ注 入失敗というのがあります。そのような事態がど ういうときに起きるかと言えば、原子炉に直結し ている大口径配管が破断し、かつ何らかの原因で 交流電源が失われた場合が相当する。配管の破断 で冷却水が失われ電源も喪失し、緊急炉心冷却装 置のポンプが動かず格納容器スプレイ装置も動 かないという事になる。このような事故想定に対 して、その対策として伊方発電所では、全交流電 源が喪失し、原子炉を冷やす一次冷却水の大型配 管が破断、炉心の溶融貫通が起きる事故を最も厳 しい想定と位置付けてシミュレーションしたも のと思います。原子力規制委員会は、新規制基準 について、その基準を守ってさえいれば安全とい

うものではないという認識も表明しております。 伊方発電所の想定事故は大地震を原因としたシミュレーションで、伊予灘を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生し、原子炉を止めることには成功した。ところが一次冷却水の大量漏洩を示し、その上、非常用ディーゼル発電機など全交流電源が喪失して蒸気で動くタービン動補助給水ポンプは作動したが、一次冷却水が失われていく状況ではほとんど機能しなくなった。しかし、伊方発電所では、その対策が機能しない場合でも、可搬式加圧ポンプ車等を使用して圧力容器へ冷却水を注水して、炉心損傷及び炉心貫通に至らせない対策を講じております。そこで次の事項等についてお伺いいたします。

(1) として、蒸気で動くタービン動補助給水ポ ンプの機能低下と同時に炉心損傷及び炉心貫通 に至らせない機能を速やかに活用すべきである。 伊方発電所のシミュレーションでは、炉心溶融を 想定している。にも関わらず格納容器スプレイポ ンプと格納容器再循環ユニットを最優先し、原子 炉容器への冷却水の注水を後回しにする等は緊 急事態にあってはなりません。伊方発電所では、 前述のように既存の対策が機能しない場合でも 可搬式加圧ポンプ車等を使用して圧力容器へ冷 却水を注水して、原子炉損傷に至らせない設備を 備えております。ところが緊急事態に、可搬式加 圧ポンプ車等による原子炉容器への注水にはポ ンプ車の移動及び送水ホースの接続等に時間を 要するというのであれば、常設の緊急炉心冷却装 置ECCS対策を提言いたします。

(2) として、加圧ポンプ車等による原子炉容器への注水は配管に破断があって、注水のすべてが原子炉容器内へ届かなかったとしても送り込んだ水は原子炉格納容器内に留まるので、代替格納容器スプレイ注水とともに原子炉容器損傷防止の有効性が評価されると思いますがいかがでしょうか。

(3) として、原子炉容器への注水と代替格納容 器スプレイ注水は、第三の障壁、第四の障壁の確 保多重防護の観点からこの 2 系統平行注水を提 言いたします。この作業に要する要員は、緊急事 態を重視して発電所敷地内に居住することを併 せて提言いたします。重ねて申しますが、原子炉 容器への注水と代替格納容器スプレイ注水、この 2 系統平行注水シナリオは原子炉容器損傷防止 対策の有効性の観点から重要であると考えます。 なお、伊方発電所の発電プラントは強固な岩盤に 建設されていることは、ご案内の通りであります。 しかし、100年から200年の間隔で起きると言わ れる南海トラフ巨大地震に発電所前面の中央構 造線が連動した場合であっても、前述の五つの障 壁の防護は必ず守らなければなりません。なお、 このような巨大地震ではメロディライン及び町 道等は各所で崩落、地滑り、倒木などで車両等に よる避難は困難になると思います。その上、万が 一前述の五つの壁を防護できずに放射性物質が 環境へ放出するような事態に至った場合、放射能 被害はこの半島の住民だけでなく、その事故のス ケールはかなり広範囲に至ることになると思い ます。よって、前述の五つの障壁の確保、防護は いかなる困難をも排除して、必ず守らなければな りません。立地地域住民生活の安全、ひいては影 響の及ぶ地域住民全てのためにも原子力プラン トから放射性物質の環境への放出はあってはな りません。

再稼働に同意した伊方町山下町長には、このこと に最大限の力を尽くして対応して頂きたい。 このことを申し上げまして、私の一般質問とさせ て頂きます。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の一般質問 に対する理事者の答弁を求めます。

〇町長 議長

〇議長(吉谷友一) 町長

**〇町長** 篠川議員の質問にお答えいたします。

まず、大綱①「交通事故治療費の第三者求償等に ついて」お答えをいたします。議員が申されたと おり、交通事故などにより、本人以外の他人、い わゆる第三者の行為によって傷害を受けた場合 は、その治療に要する医療費や損害賠償について は、原則、加害者がその責任を負うものとされて おります。また、交通事故によって受けた傷害に かかる治療費について、自賠責保険から支払われ ることになり、加害者が被害者に治療費を支払っ た場合は、加害者が自賠責保険に対して請求を行 い、一方、被害者が加害者から治療費の支払いを 受けることが出来ないときなどは、被害者からの 請求が可能とされており、自賠責保険が支払われ る額は、120万円とされております。そのため、 治療費が 120 万円を超えることとなったその場 合は、冒頭に申しましたように、原則、加害者が その過失割合に応じて、支払うことになりますが、 一般的には、加害者が加入する自賠責保険から支 払われることになります。そこで、この交通事故 による治療を受ける際の病院の窓口で国民健康 保険証を提示し、国保の適用を受けた場合に、発 生する事務が、第三者行為求償事務であります。 つまり、国保が第三者行為による医療給付を行っ た場合は、国保が支払った給付額を限度として、 被害者である被保険者が代わる、第三者に対する 損害賠償の請求権を取得し、支払った医療費の返 還を請求することになります。なお、本町では、 この損害賠償請求事務を愛媛県国民健康保険団 体連合会が委託しております。議員は、この制度 の問題点の有無について、ご質問でありますが、 この制度を、適切に運用していくための、最も重 要になる課題といたしましては、国保加入者が交 通事故など第三者による傷害で医療機関を受診 される際には、役場へ届け出を適切に行っていた だく必要があるということでございます。また、 交通事故による受診の届け出を、漏れなく行って いただくためには、制度を正しく認識していただ

く必要がありますので、町民に対しましては、先 月の「広報いかた」に掲載しておりますように、 今後におきましても、定期的、広報活動を行う必 要があると考えております。更に、毎年更新して おります被保険者証、つまり保険証の更新手続き の際にも制度を説明する小冊子を配布いたしま して、周知徹底を図って参りたい。このように考 えております。なお、事務処理の委託先でありま すが国保連合会における取り組みについてご紹 介いたしますと、来月には、日本損害保険協会と の覚書を締結する予定としており、県下の協会関 係団体に周知徹底を図り、制度の適切な運用に努 めて頂くことになっております。以上、大綱①の 答弁とさせていただきます。

次に、大綱②「伊方発電所の安全性について」ご 質問にお答えいたします。議員からは、「放射性 物質を環境に出さない対策」や「炉心を冷却する ための対策」など様々な視点からご紹介いただき ました。原子力発電施設にとって非常に重要なこ とであり、私自身も、基本原則に立ち返って考え るべき、貴重なご意見であると思っております。 そこで、議員が紹介されました内容について、若 干、補足をさせて頂きたいと思いますが、まず、 過酷事故にいたるまでの想定シナリオでありま すが、新規制基準が「重大事故の発生を想定した 対策」を求めたことに対し、四国電力の対応方法 を事故収束のシナリオとして、一般の方に分かり やすいようにマスコミが報じたものであり、12 月定例会の一般質問におきましても、議員が申さ れた内容とのとおりでございます。一方、新規制 基準においては、最も過酷な状況に至ったといた しましても、原子炉を「止める」「冷やす」「閉じ 込める」ための対策を求めており、あらゆる設備 が壊れたとしても、更にそれをバックアップでき る対策を求めております。その上で、四国電力が 想定する過酷事故に対して、確実に収束するため の対策が適切であることを、原子力規制委員会は

認めてございます。また、新規制基準において、 事故は起こり得るものとして対策を求めている ことから、あえて一次系配管の破断をシミュレー ションし、約19分後、炉心損傷するという事象 においても、注水による冷却、非常用発電機の機 能喪失に伴う電源車や代替ポンプの確保などと いった様な対策を講じたうえで、最悪の事態とし て、それらの対策が全て使えなくなったとしても、 バックアップして対応することを義務付けた新 規制基準であります。その基準を満たすための四 国電力が対策費用と時間をかけて審査を受けて きたものでございます。更に、議員から五つの障 壁によって放射性物質を閉じ込めるという「多重 防護」についてご紹介がありましたが、新規制基 準では、これに加えて「深層防護」の考え方を求 めているところでございます。「深層防護」とは、 例えば、既設の余熱除去ポンプや高圧注入ポンプ による原子炉への注入のほか、格納容器スプレイ ポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、充てんポ ンプ、中型ポンプ車と加圧ポンプ車などが幾層に も冷却水を確保する性能を持った設備を求める という考えでございます。例えば、先ほどの「事 故想定」を例にとりますと、重大事故が起きて格 納容器スプレイポンプなど、既設のものが使えな くなった場合、代替格納容器スプレイポンプなど によって原子炉格納容器へ冷却水を注水いたし ます。想定では、49 分後、代替格納容器スプレ イポンプで格納容器への注水が開始されるとの ことでしたが、原子炉容器内への注水手段が確保 できなくなった場合には、最終的にこの代替ポン プで格納容器へ注水をすることになっておりま す。この格納容器への注水を49分後に実施でき れば、格納容器の破損は防止できるということで ございます。19分後、49分後、90分後など断片 的な時間の経過が紹介されましたが、この間、た だ手をこまねいて事象の進展を見守っているの ではなく、あらゆる対策を講じたうえの時系列で

あることをご理解いただければと思っておりま す。なお、冷却水につきましては、燃料取替え用 水タンク、補助給水タンクその他、海水注入も考 慮されておりますので、最終的に格納容器内に溜 まった水を再循環ユニットで冷却することによ りまして、溶けた燃料の冷却と格納容器の破損を 防止できることになっております。議員は「2系 統並行注水」にこだわっているようでありますが、 原子炉容器への注水ができなくなった場合、代替 格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器 へ注水する。という手順でございます。そのよう なことから、原子炉格納容器内の冷却を後回しに するのではく、むしろ、それを最優先とした対策 であることを、ご理解いただきたいこのように思 います。更に、原子炉格納容器内に水素が発生し た場合は、2種類の装置で水素を除去し、今後も、 フィルター付きベント設備を設置するなど、格納 容器破損防止の対策が講じられることになって ございます。また、作業要員の確保につきまして は、当直長をはじめとする運転員および緊急時の 対応要員によりまして、人員確保を図ることにつ いて、原子力規制委員会が認めておるようでござ います。以上のように、新規制基準は、社会の風 潮として、いわゆる「安全神話」に逆戻りしない ために「事故は必ず想定外のことから起こりうる もの」との考えに立ち返り、最悪の事態に対し、 どのように対処すべきか。その備えを要求してい る基準であることを、是非ご理解いただきたいこ のように思います。なお、議員ご質問の、伊方発 電所における安全対策等に関する技術的な内容 につきまして、更に詳しい答弁が必要でございま したら、誠に差し出がましいことと思いますが、 承知のうえで申し上げますが、町議会において、 原子力発電対策特別委員会が議会に設置されて ございます。特別委員会において、事業者や専門 家などの関係者を招き、ご納得のいただくための ご審議を頂ければありがたい。このように思うと

ころでございます。最後になりましたが、私は、 昨年10月、伊方3号機再稼働について苦渋の決 断を致しましたが、震災後に町内においては、少 なからず、これまでとは異なった環境にあるもの と認識を致しております。「基準を守ってさえい れば、安全というものではない」という言葉通り、 私自身といたましても「安全神話」に陥ることの ないよう、発電所の安全性確保について不断に追 求していくと共に住民避難計画についても、実効 性を高めるための訓練と検証作業を繰り返すこ とによりまして、町民の安心・安全が得られるよ う、全力で取り組む所存であります。このことに ついて申し添えて、篠川議員の一般質問に対しま す。私の答弁とさせていただきます。

〇議長(吉谷友一) 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありますか。

〇議員(篠川長治) 議長

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

○議員(篠川長治) 只今の答弁でありますが、 四国電力のシミュレーションに沿った。

**〇議長(吉谷友一)** 大綱1でお願いします。

○議員(篠川長治) 大綱1はございません。

**〇議長(吉谷友一)** 篠川議員、大綱2の再質問 はございますか。

〇議員(篠川長治) 議長

**〇議長(吉谷友一)** はい、篠川議員

○議員(篠川長治) 只今、町長の答弁前回 12 月にもお尋ねした、しておりますのでそのことに ついては補足の意味で聞いてるんですけど、今の 町長の答弁内容、四国電力のシミュレーションに 沿った内容かなぁっと思ってるんですけど、要す るにシミュレーションでは、原子力下部のキャビ ティの注水した水が貯えられているので原子炉 容器の破損した場合でも、原子炉容器から落下す る溶融炉心を冠水、冷却することなどにより、原

子炉格納容器の破損は防止できるというような ことのようにありますけど、緊急事態にシミュレ ーション通りに事象対策が進んでいれば問題は ないのではありますけれど、例えば巨大地震など で水中ポンプの設定個所等に何らかの障害が発 生した場合。その障害の排除作業、あるいは水源 の切り替え作業などで時間を要した場合には、原 子炉容器等の損傷を防げるかという点について 疑問を感じます。それで、そういう観点から、緊 急事態に備える設備を十分に緊急事態に備えて いる設備を十分に活用するためにその設備の活 用に十分な要員の確保が必要であろうというこ とで、要員の敷地内への居住をお願いしたいとい うことを先ほど申し上げたんですけど、結局この ような通常運転の場合には別に問題はないと思 いますけど、こういう自然災害、巨大地震がいつ 起こるか分からない訳ですね、だから出来るだけ 近いところに人がいないと設備があっても対応 出来ない場合がある訳ですね、訓練通りにスムー ズにいかなる場合でも訓練通りに予定通り行く んだったらいいけど、なかなかそういう訳にはい かないと思います。ですから、多くの要員は出来 るだけ早く現場へ到着出来るような対策を講じ て欲しい言うのと、そうしないと人がいなかった ら、例え設備が立派であっても対処できない訳で すから、敷地内近くに、私ちょっと立ち入った話 ですけど、マンションつくるとか最低限いうかそ ういう非常事態に対処できる要員の確保をお願 いしたいということであります。このことについ て、もう一度答弁お願いします。

**○議長(吉谷友一)** 只今の篠川議員の再質問に 対する理事者の答弁を求めます。

**〇政策推進課長** 議長

〇議長(吉谷友一) 政策推進課長

**○政策推進課長** 町長の答弁と繰り返しになる かも分かりませんが、議員は独自のお考えから対 策について申されておりますが、町長が先ほど申

し上げましたように今回紹介されました事象と 全く同様の事象が発生した場合には、その対応策 の手順通りに行えば確実に炉心溶融にいたった としても格納容器破損を防ぐ対策、つまり閉じ込 める対策が有効に実施できるものとして規制委 員会の審査結果が出ている訳であります。従いま して、まずはこの対応策の手順通りに確実に実施 して行くべきだと考えております。なお、手順通 りに進めていく上で、その上で議員が申されまし たようにシナリオで想定されていない事象が生 ずる場合もあり得る訳でありますので、その際に おいては手順を変更する必要が生じたり、追加の 対応策を並行して行う必要性が生じるなど、臨機 応変に必要な対応策を確実に実施していく、その ためにはですね、今申し上げましたようにその状 況の変化といったことを予め想定した上で、その 対応策についてもあらゆる場面を想定して事前 に準備していただくという考え方が一般的であ ると思います。議員ご提案のように2系統平行注 水ということを申されましたが、事故の進展以上 にですね、最初から複数の対策を講じることにつ きましては過剰の対応を求めることになります ので、その必要性については低いのではないかと 思っております。しかしながら議員が言われまし たようにあらゆる場面を想定した対応策これを マニュアル化しておくことは必要かと思ってお ります。以上です。

**○議長(吉谷友一)** 只今の答弁に対します再々 質問を許します。

〇議員(篠川長治) はい

**〇議長(吉谷友一)** 篠川議員

○議員(篠川長治) 要するに自然災害による緊急事態は、いつ起こるか分からないんですね。だから、いつ起こっても対応できる最低限の言うか最高限言うかその人員はやっぱり直ぐにかけつけられる人員、配置言うか待機言うか、待機それに居住してないとどんな立派な設備をしても間

に合わないと私は思います。それで、過酷事故シ ナリオの対策として、その審査の一部分を参考ま でに申しますと、例えば原子力規制委員会の監理 官は、今回のシナリオについて、炉心溶融を踏ま えて格納容器防護へ走るというそういうシーケ ンスですので、大きな判断がいろいろ入ってくる と思いますが、炉心溶融を判断した後、容器が破 損するまで、事業者のフォローでは、原子炉容器 に対してなんの対策というか作業していないよ うに見えるがと言うようなことを監理官が言っ てるんですね。それに対して、事業者の方では、 全交流電源が喪失という事象で、さらに大型破断 が起きているという厳しい事象から、炉心側を守 る手段が他にあるかというと、ことに関して考え ますと、この条件内で炉心に大量に水を注水でき る設備がないので、まずは原子炉容器の下に、水 を溜めるということが最も重要と考えていると、 考えてこういう手段を考えておるなと、このよう な内容となっている。規制庁が例えば、川内とか 伊方に対して、これはある電力会社の回答をある 方が書いてるんですけど、ですが全ての電源、大 型配管の破断というのはどういう時に起こるの か私も分からんのですけども、それによって全て の全電源が喪失するそういう時もちょっと分か らんのですけど、これも自然災害の場合ですから、 どういう災害が起きるか分かりませんけど、こう いうやり取りがあると言うことは、私はちょっと 難しいんじゃないかなあと思うんですけど、この ことについて町長の感想等をお伺い出来ればと 思いますが。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の再々質問 に対する理事者の答弁を求めます。

**〇政策推進課長** 議長

〇議長(吉谷友一) 政策推進課長

〇政策推進課長 失礼します。議員もご承知の通り、現在原子力発電所におきましては、テロ対策の観点から、厳重な監視体制や警察要員の配備な

ど様々な防護対策が講じられております。このこ とからご理解いただけますように原発の機密情 報や重要設備等に関する情報を含め、原発に関わ る情報について、只今のような議員からのご質問 とか、ご発言も含めまして一般に公開することに つながる際におきましては、我々といたしまして は、これまでも原子力規制庁や四国電力に確認を 行いながら対応してきたところであります。従い まして、只今の議員のご質問の件につきましても 発電所の設備、構造に関する質問等でありますの で、この場で即答することにつきましては差し控 えるべきであると考えておりますので、ご理解を 頂きますようよろしくお願いします。なお、先ほ ど町長が申されましたように専門家と若しくは 事業者等を招致して、ご審議頂くことにつきまし ては、ご要望でありましたら、また手配させて頂 いたらと思います。よろしくお願いします。

○議長(吉谷友一) 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、11 時 15 分からといたします。

(休憩 11:02~11:15)

## 議案第12号

○議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第 5 「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例制定について」議案第 12 号 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 〇総務課長 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長
- ○総務課長 議案第 12 号 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明いたします。この条例改正については、地方公務員法及び学校教育法が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料を新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料を

お願いいたします。今回の改正については、育児 又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定を整 備するものであります。第1条については、地方 公務員法の変更に伴い字句を改正するものです。 次に第8条の2、第8条の3を繰り下げ、第8条 の2を新たに追加し、育児又は介護を行う職員の 早出遅出勤務の条文を追加いたしております。職 員のうち早出遅出勤務をさせることができる職 員としては、第1号で小学就学の初期に達するま での子どものいる職員、第2号で小学校義務教育 学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就 学している子どものいる職員で、規則で定めた職 員としております。2項では、条例第17条第1 項に規定する日常生活を営むに支障があるもの を介護する職員についてもこの規定を準用する こととしております。なお、附則においてこの条 例は、平成28年4月1日から施行するものであ ります。以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう よろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) これより議案 第12号を採決いたします。お諮りいたします。 本案を原案のとおり決定することにご異議あり ませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認め ます。よって、議案第12号「伊方町職員の勤務 時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第13号

〇議長(吉谷友一) 日程第6「伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第13号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## 〇総務課長 議長

## **〇議長(吉谷友一)** 総務課長

○総務課長 議案第 13 号 伊方町非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正す る条例制定について、提案理由のご説明をいたし ます。この条例改正については、地方公務員災害 補償法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正 するものです。改正内容については、参考資料の 新旧対照表でご説明いたしますので参考資料を お願いいたします。改正の主なものは、被用者年 金一元化法が平成27年10月1日から施行された ことにより、厚生年金と国、地方、私立学校の3 つの共済年金が統一されました。このため、共済 組合期間を有する者の新規の裁定は厚生年金が 支給されることとなり、所要の字句の改正が主な ものであります。先の議員全員協議会でご説明し たとおり、法改正に伴う字句の訂正であり、それ ぞれの傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年 金ともに給付割合については変更はございませ んのでご説明は省略させていただきます。なお、 附則においてこの条例は、公布の日から施行し、 平成27年10月1日から適用するものです。以上、 ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願 いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第13号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり)異議なしと認めます。よって、議案第13 号「伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例制定について」は、 原案のとおり可決されました。

## 議案第14号

〇議長(吉谷友一) 日程第7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第14号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## 〇総務課長 議長

〇議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第 14 号 伊方町議会議員の議 員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の 一部を改正する条例制定について、提案理由をご 説明をいたします。この条例改正については、国 の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町 の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正す るものです。改正内容については、参考資料の新 旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお 願いいたします。改正の主なものは、期末手当支 給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.1 カ月を 3.15 カ 月に改めるものです。上段の第1条関係、期末手 当、第4条、第2項、第2号、12月に支給する 額 100 分の 162.5 を 100 分の 167.5 に改正するも のです。また、下段の第2条関係については、期 末手当、第4条、第2項について、第1号、6月 に支給する額の 100 分の 147.5 を 100 分の 150 に、第2号、12月に支給する額の100分の167.5 を 100 分の 165 に改めるものであり、先に改定し た期末手当の支給割合を 6 月、12 月に振り替え 改めるものであります。なお、附則においてこの 条例は、公布の日から施行するものです。ただし、 第2条の規定は平成28年4月1日から施行する ものであります。以上、ご審議の上、ご承認、賜 りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第14号を採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第14号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第15号

○議長(吉谷友一) 日程第8「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第15号を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

- 〇総務課長 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第 15 号 伊方町特別職の職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 について、提案理由のご説明をいたします。この 条例改正については、国の指定職及び特別職並び に愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため 本条例の一部を改正するものです。改正内容につ いては、参考資料の新旧対照表でご説明いたしま すので参考資料をお願いいたします。改正の主な ものは、期末手当支給割合を 0.05 ヵ月引き上げ、 3.1 ヵ月を 3.15 ヵ月に改めるものです。上段の 第1条関係、期末手当、第3条の2、第2項、第 2号、12月に支給する額 100分の 162.5を 100 分の167.5に改正するものです。また、下段の第 2条関係については、期末手当、第3条の2、第 2 項について、第 1 号、6 月に支給する額の 100 分の147.5を100分の150に、第2号、12月に 支給する額の100分の167.5を100分の165に改 めるものであり、先に改定した期末手当の支給割 合を6月、12月に振り替えて改めるものであり ます。なお、附則においてこの条例は、公布の日 から施行するものです。ただし、第2条の規定は 平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお 願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 15 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例制定について」は、原案のとお り可決されました。

## 議案第16号

○議長(吉谷友一) 日程第9「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第16号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- **〇総務課長** 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長
- ○総務課長 議案第 16 号 伊方町職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例制定について、 提案理由のご説明をいたします。この条例改正に ついては、国の人事院及び県の人事委員会の勧告 に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正 内容については、参考資料をお願いいたします。改 正の主なものは、給料表を平均で 0.74%引き上 げ、勤勉手当を 1.5 カ月から 1.6 カ月に 0.1 カ月 引き上げるものです。まず、伊方町職員の給与に 関する条例の一部改正の第 1 条関係でございま す。初任給調整手当、第 18 条の 3、第 1 項、第 1 号の医療職給料表 1 の適用を受ける職員、いわゆ る医師の初任給調整手当の月額を 41 万 2,200 円 を 41 万 3,300 円に、2 号、医学又は歯学に関す

る専門的知識を必要とする職員の初任給調整手 当の額を月額5万300円を5万500円に改正する ものです。次に、勤勉手当、第19条の4、第2 項、第1号中、再任用職員以外の職員の勤勉手当 の支給月額 100 分の 75 を 100 分の 85 に改定。2 号、再任用職員の勤勉手当の支給月額 100 分の 35 を 100 分の 40 に改正するものです。次に、附 則、第16項については、55歳を超える職員の給 与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時にお ける減額額を規定しております。100 分の 0.75 を 100 分の 0.85 に、また、最低号給に達しない 場合の支給額を100分の75を100分の85に改正 するものです。次に、伊方町職員の給与に関する 条例の一部改正の第2条関係でございます。第1 条、目的、第3条、給料表、第4条、初任給、昇 格及び昇給の基準については、地方自治法の改正 に伴う、字句の訂正であります。次の第19条の 4の勤勉手当の6月、12月の支給について規定し ておりますが、今年度1回で調整していたものを、 第2項、第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手 当の額、100分の85を100分の80に、第2号で 再任用職員の勤勉手当の額、100 分の 40 を 100 分の37.5に改正し、支給割合を6月、12月に分 けて調整しているものです。次に、附則、第 16 項については、55 歳を超える職員の給与の抑制 措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額 額を規定しております。今年度1回で調整してい たものを同じように100分の0.85を100分の0.8 に、また、最低号給に達しない場合の支給額を 100分の85を100分の80に改正し、調整するも のです。次に、別表第5、第3条関係では、地方 自治法の改正に伴う、別表中の見出し等の字句の 訂正でございます。なお、この条例は、公布の日 から施行するものです。ただし、第2条の規定は 平成28年4月1日から施行するものです。以上、 ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願 いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 16 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例制定について」は、原案のとおり可決さ れました。

## 議案第17号

○議長(吉谷友一) 日程第 10「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第 17号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

#### 〇町民課長 議長

〇議長(吉谷友一) 町民課長

○町民課長 議案第 17 号 伊方町税条例等の一 部を改正する条例制定について提案理由をご説 明いたします。本案は、地方税法の改正に伴う、 納税猶予に係る規定の整備、及び行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正す る必要が生じたため、提案するものでございます。 それでは、改正の内容につきまして、ご説明させ ていただきますので、参考資料の1頁をお開き願 います。まず、第1条による、改正につきまして は、平成27年度税制改正により、納税者の負担 軽減、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点 から、徴収及び換価の猶予制度の見直しが行われ、 これらに係る手続きに関し、一定の事項につきま しては、条例で定めることとされたため、国税の 基準に準拠し、新たに規定を設けるものでござい ます。第8条の「徴収猶予に係る町の徴収金又は

分割納付又は分割納入の方法」につきましては、 納税者から、災害、病気等で、一回で納税できな いことにより、徴収猶予の申請があった場合、原 則1年以内の期間に限り、その猶予に係る金額を、 申請者の財産の状況等により、分割して納付させ ることができるようにするものでございます。2 頁をお開き願います。第9条の「徴収猶予の申請 手続き等」につきましては、徴収の猶予に係る申 請書の記載事項及び添付書類を明確にするとと もに、提出のあった申請書に不備があった場合の 申請者の訂正期限を、町が訂正を求める通知を受 けた日から、20日以内とするものでございます。 3 頁の第 10 条の「職権による換価の猶予の手続 等」につきましては、町が、滞納者の不動産等を 差し押さえ、これを換価する場合におきまして、 当該滞納者が生活の維持が困難で、納税に誠実な 意思があると認められる場合につきましては、原 則1年以内に限り、換価を猶予する際の手続き等 を規定しております。4頁をお開き願います。第 11 条の「申請による換価の猶予の申請手続等」 につきましては、当該滞納者から納期限から 6 ヶ月以内に、換価の猶予の申請があった場合も、 先程の第10条の規定に準じ、換価を猶予するこ とができる制度を新たに制度として設けるもの で、これに合わせて、申請書の記載事項及び添付 書類を明確にするとともに、提出のあった申請書 に不備があった場合の、申請者の訂正期限を町が 訂正を求める通知を受けた日から、20 日以内と するものでございます。5 頁の第 12 条につきま しては、徴収又は換価を猶予する場合におきまし て、国税の基準に準拠し、当該猶予金額が、100 万円以下、又は、猶予期間が3ヶ月以内の場合等 におきましては、担保の徴取を必要としないこと とするものでございます。以上、第1条による、 改正内容につきましては、附則におきまして、平 成28年4月1日から、施行するものでございま す。6頁をお開き願います。次に、第2条による、

改正につきましては、昨年4月28日に開催されました、伊方町議会第38回臨時会の議案第56号で伊方町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして専決処分事項とし、ご報告し、ご承認いただいておりましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民税及び特別土地保有税に係る減免申請書に記載することになっていた、当該申請者の個人番号が除かれたため、関連条項を整備するものでございます。なお、以上、第2条による、改正内容につきましては、附則におきまして、公布の日から、施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第17号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第17 号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定につ いて」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第18号

○議長(吉谷友一) 日程第 11「伊方町公民館 条例の一部を改正する条例制定について」議案第 18 号を議題といたします。提案理由の説明を求 めます。

- 〇中央公民館長 議長
- **〇議長(吉谷友一)** 中央公民館長
- **〇中央公民館長** 議案第 18 号 伊方町公民館条 例の一部を改正する条例制定について提案理由 をご説明いたします。この条例改正につきまして は、伊方町公民館運営審議会の設置及び構成の見

直しに伴い、本条例の一部を改正するものです。 改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表 でご説明いたします。新旧対照表の第4条中「公 民館にそれぞれ」を「中央公民館に」改め、第4 条の2中、「各10人以内」を「10人以内」に改 めます。なお、この条例は平成28年4月1日か ら施行するものです。以上、ご審議の上、ご承認 いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第18号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第18 号「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定 について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第19号

**○議長(吉谷友一)** 日程第 12「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 19 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 〇福祉課長 議長
- **〇議長(吉谷友一)** 福祉課長
- ○福祉課長 議案第 19 号 伊方町国民健康保険 診療所条例の一部を改正する条例制定について、 提案理由をご説明申し上げます。本条例は、伊方 町国民健康保険二名津診療所及び名取出張診療 所につきましては、現在休止中でありますが、医 療法第8条の2第1項の規定に基づき、廃止の手 続きをする必要が生じたため、本条例の一部を改 正する必要があり、本案を提出するものでありま す。改正内容は、新旧対照表により説明いたしま すので、参考資料、新旧対照表をお願いします。

まず、第6条につきましては、現在の第1項及び 第2項を、第1項から第4項に改めます。改正後 の第1項は、新たに、別表2、を設けるといたし まして、各診療所ごとの、診療日及び診療時間を、 文章表記から別表とする、改正としたものであり ます。改正後の第2項から第4項は、全ての診療 所の共通事項であります、休診日などのついての 内容に改正するものであります。次に、第7条に つきましては、「別表第2」を「別表第3」と改め るものであります。最後に、別表第1につきまし ては、二名津診療所及び、名取出張診療所を削除 するものであります。また、以上につきましては、 附則におきまして、平成28年4月1日から施行 するものであります。以上、ご審議のうえ、ご決 定賜りますようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 19 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正 する条例制定について」は、原案のとおり可決さ れました。

## 議案第20号

○議長(吉谷友一) 日程第 13「伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第 20 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 〇福祉課長 議長
- **〇議長(吉谷友一)** 福祉課長
- **○福祉課長** 議案第 20 号 伊方町国民健康保険 診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正す

る条例制定について、提案理由をご説明申し上げ ます。本条例は、診療報酬の算定方法が、厚生労 働省により告示されたことに伴い、本条例の一部 を改正する必要が生じたため、本案を提出するも のでございます。改正内容は、新旧対照表により 説明いたしますので、参考資料、新旧対照表をお 願いします。第2条の「使用料」につきまして、 第2項を全部改正するものでございます。内容に つきましては、2年に1回の診療報酬の改定の都 度、毎回、年数と告示番号のみの改正を行ってい たものを改め、年数と厚生労働省告示番号を削除 し、毎回改定の必要が無い内容に改めるものであ ります。なお、以上につきましては、附則におき まして、平成28年4月1日から施行するもので あります。以上、ご審議のうえ、ご決定賜ります ようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第20号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり)異議なしと認めます。よって、議案第20 号「伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数 料条例の一部を改正する条例制定について」は、 原案のとおり可決されました。

## 議案第21号

〇議長(吉谷友一) 日程第 14「伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 21 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 〇総務課長 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長
- ○総務課長 議案第 21 号 伊方町人事行政の運

営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す る条例制定について、提案理由のご説明をいたし ます。この条例改正については、地方公務員法が 改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する ものです。改正内容については、参考資料の新旧 対照表でご説明いたしますので参考資料をお願 いいたします。第3条、報告事項において、任命 権者が人事行政の運営の状況に関して報告する 内容を追加するものです。第1号の次に第2号と して、職員の人事評価の状況を追加、第4号の次 に第5号として、職員の休業に関する状況を追加、 第7号の次に第8号として、職員の退職管理の状 況を追加、第6号を第9号として、職員研修の後 の「及び勤務成績の評定」を削るものです。なお、 附則においてこの条例は、平成28年4月1日か ら施行するものです。以上、ご審議の上、ご承認、 賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 21 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号「伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関す る条例の一部を改正する条例制定について」は、 原案のとおり可決されました。

#### 議案第22号

**○議長(吉谷友一)** 日程第 15「伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第 22 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- **〇建設課長** 議長
- 〇議長(吉谷友一) 建設課長

**〇建設課長** 議案第 22 号 伊方町地域優良賃貸 住宅条例の一部を改正する条例制定について、提 案理由をご説明いたします。この条例改正につき ましては、国の一億総活躍国民会議において「一 億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき 対策」の中で、子育て支援の強化が盛り込まれ地 域優良賃貸住宅制度要綱が改正されたことによ り、今回、本条例の一部を改正するものでありま す。改正の内容でございますが、参考資料の新旧 対照表により説明させていただきますので、参考 資料をお願いいたします。第4条(入居者の資格) でございますが、地域優良賃貸住宅制度要綱の改 正により、本条第1項第1号中次の「アからウ」 を次の「アからエ」に改め、ウの次にエとして新 たに「新婚世帯」を加えるものであります。なお、 附則といたしまして、この条例は、平成28年4 月1日から施行するものであります。以上、ご審 議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいた します。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第22号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり)異議なしと認めます。よって、議案第22号「伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正す る条例制定について」は、原案のとおり可決され ました。暫時休憩といたします。再開は午後1 時からといたします。

(休憩 11:56~13:00)

## 議案第23号

**○議長(吉谷友一)** 再開いたします。日程第 16「伊方町行政不服審査会条例制定について」議 案第 23 号を議題といたします。提案理由の説明 を求めます。

- 〇総務課長 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長
- ○総務課長 議案第 23 号 伊方町行政不服審査 会条例制定について、提案理由のご説明をいたし ます。この条例については、行政不服審査法の施 行に伴い、本町においても行政不服審査会を設置 する必要が生じたため、本条例を制定するもので す。次頁の本文をお願いいたします。第1条の設 置で、法に基づき不服申し立てに係る事件ごとに、 伊方町行政不服審査会を置くこととしておりま す。第2条で所掌事務、第3条で組織を規定して おり、審査会の委員は5名以内としております。 第4条で委員の資格、任期等を規定し、審査会の 委員の任期は事案発生ごとに委員委嘱し、調査審 議が終了した時に満了することとしております。 第5条で守秘義務、第6条で会長の設置、第7 条で庶務、第8条で委任、第9条で罰則について 規定しております。なお、附則において、この条 例の施行日を平成28年4月1日とし、第2項で 伊方町行政不服審査会委員の報酬を規定するた め、伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一 部を改正いたしております。内容については、伊 方町非常勤職員の報酬等に関する条例、別表(第 2 条関係)の内、消防団員の項の次に伊方町行政 不服審査会委員の報酬、日額1万円を追加するも のです。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますよ うよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 23 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号「伊方町行政不服審査会条例制定について」は、 原案のとおり可決されました。

## 議案第24号

○議長(吉谷友一) 日程第 17「行政不服審査 法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制 定について」議案第 24 号を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

## 〇総務課長 議長

〇議長(吉谷友一) 総務課長

〇総務課長 議案第 24 号 行政不服審査法の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ いて、提案理由のご説明をいたします。この条例 については、行政不服審査法が全部改正されたこ とに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたた め、本条例を提案するものです。改正内容につい ては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします ので参考資料をお願いいたします。改正の主なも のは、行政不服審査法の改正に伴う、字句の改正 であります。第1条関係、伊方町行政手続条例の 一部改正については、第3条、第19条、ともに 法改正に伴う字句の改正です。次に、第2条関係、 伊方町情報公開条例の一部改正についても、法改 正に伴う字句の改正が主なものですが、第16条 の次に1条を追加し、第17条として審理員によ る審理手続きに関する適用除外の規定を追加い たしております。これは、情報公開条例に基づき 情報公開審議会を設置することとしているため、 それぞれの審議会を設置している場合は、行政不 服審査会の適用除外とするものです。次に、第 17条を第18条とし、字句の訂正を行い、2項、3 項を追加し、添付書類、諮問した場合の通知義務 を追加規定しております。第18条は削除いたし ます。第19条から以下第28条までは「不服申し 立て」から「審査請求」への字句の訂正が主なも のでございます。次に、第3条関係、伊方町個人 情報保護条例の一部改正についても、法改正に伴 う字句改正が主なものです。次頁の第4節審査請 求において、第51条を追加して、情報公開法と 同じように、行政不服審査法に基づく審査会の規 定の適用除外を追加しております。第52条につ いては、第2項、第4項を追加し審議会への諮問 する場合と諮問した場合の通知義務を追加規定 しております。第52条は、削除いたします。第 53条から以下、第58条までは、字句の改正が主 なものであります。次に、第4条関係、伊方町固 定資産評価審査委員会条例の一部改正について は、第5条、審査の申し出、第2項、第1号、第 2号で記載事項を追加し、第6号で代表者等の資 格を失った時の届出の追加を行っております。第 7条、第2項では、電子情報機器によって行われ た弁明の見直し規定を追加、第5項で反論書の提 出があった場合の処理を追加いたしております。 次の第 11 条では、手数料の額を規定し、第 12 条には、手数料の減免を規定しております。第 12条を第14条とし、決定書の作成方法を明確に 規定したものです。次に、第5条関係、伊方町税 条例の一部改正については、字句の訂正のみであ ります。次に、第6条関係、伊方町職員の給与に 関する条例の一部改正についても、字句の改正の みでございます。なお、附則において、この条例 については平成28年4月1日から施行すること としております。以上、ご審議の上、ご承認、賜 りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 24 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例制定について」は、原案のとおり可 決されました。

## 議案第25号

○議長(吉谷友一) 日程第 18「組織・機構の 見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定 について」議案第 25 号を議題といたします。提 案理由の説明を求めます。

〇総務課長 議長

〇議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第25号 組織・機構の見直しに 伴う関係条例の整備に関する条例制定について、 提案理由のご説明をいたします。組織・機構の見 直しについては、今後の財政状況を勘案し、町の 行政改革大綱に基づく取り組みを着実に実施す るため、町、自らの内部努力を徹底する必要があ り、減少する職員で町民サービスの維持、拡充を 図るためには、より簡素で効率的な組織・機構づ くりに努め、不断の見直しを行うこととしたもの でございます。改正内容については、参考資料の 新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料を お願いいたします。まず、第1条関係、伊方町事 務分掌条例の一部改正についてでございます。第 1条、課の設置において、財政課、政策推進課を 総合政策課に、福祉課、保健介護課を保健福祉課 に、産業振興課、建設課を産業建設課といたしま す。第2条、事務分掌については、課の統廃合に 伴い所管事務の見直しを行っております。総務課 については、特に変わったところはございません。 総合政策課については、財政課、政策推進課の事 務を継承することに加え、(6)総合教育会議に関 すること、(9)まち・ひと・しごと総合戦略に関 すること、(10)定住・移住に関することを新しく 加えます。なお、財政課の(4)公共料金の滞納整 理、(5) 徴収の総合調整に関することは町民課に、 政策推進課の(7)国際交流及び姉妹都市交流に関

することは教育委員会事務局に所管を移します。 町民課については、所管事務に加え、財政課から 公共料金の滞納整理、徴収の総合調整を、福祉課 から国民健康保険及び老人医療、後期高齢者医療 に関することを移します。保健福祉課については、 福祉課の国民健康保険及び老人医療、後期高齢者 医療に関すること以外の福祉課、保健介護課の事 務分掌を継承し、(3)こども政策に関すること追 加しております。産業建設課については、産業振 興課と建設課の所管事務を継承いたします。上下 水道課については、特に変わったところはござい ません。次に、第2条関係、伊方町広告式条例の 一部改正については、第2条、第2項、第2号、 第3号の総合支所を支所に改め、総合を除くもの です。また、第5号、四ッ浜出張所前掲示場、第 6 号、二見小学校前掲示場を削除するものです。 次に、第3条関係、伊方町総合支所等設置条例の 一部改正についても、別表(第2条関係)中、各総 合支所の総合を除き、四ッ浜出張所、二見出張所 を削除するものです。次に、第4条関係、伊方町 防災行政用無線局条例の一部改正についても、そ れぞれ総合を除くものです。次に、第5条関係、 伊方町職員の給与に関する条例の一部改正につ いては、別表第5(第3条関係)中、職務の級、5 級の総合支所長を支所長に改正するものです。な お、附則において、この条例については平成 28 年4月1日から施行することといたしております。 以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろし くお願いいたします。

**○議長(吉谷友一)** これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

〇議員(篠川長治) 議長

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

○議員(篠川長治) この機構改革の見直しについてでありますが、この間、全協でもお願いしていて、皆さんの所にいってるかどうか分からんのですけど、もうちょっと詳しいもん頂いたんです

けど、やはり住民に対して、行政の在り方言うの は出来るだけ一般的に言われてるのは、価値観と か見え方と言われておりますので、広報なんかに 載せる場合に出来るだけ住民が見てから分かり やすい方法にもう 1 つ検討して頂ければと思う んですけど、こういうのは今頃コンピュータに入 れれば、1回入れれば、入れるのにどのぐらい時 間かかるか分からんけど、ずっと使えるものです から、例えば2頁の危機管理室の場合にいろいろ とやることになってますし、検討してやっており ますけど、こういうのは例えば1頁の総務課で名 前入れてもいいんじゃないかと思うんですね、こ ういう仕事でやりますよいうことでから住民が 見てももうちょっと分かりやすいいわゆる見え 方を検討して頂ければと思うのですが、いかがで しょうか。

## **〇議長(吉谷友一)** 総務課長

○総務課長 篠川議員さんのご質問は、こういった機構改革をした上でその辺の事務文章が町民の方に分かりやすく広報してくれというふうなお話であったかと思います。一応、町民への広報につきましては、今度の4月号で一応機構の改革とその辺の庁舎内の配置等の変わった所は、一応出すような形にしております。今言われた事務分掌に関しては、ボリュームが大きい関係で町のホームページ辺りにその辺のものをですね、掲載させて頂いて、町民の方に周知したいと思っております。以上です。

**〇議長(吉谷友一)** よろしいですか。

〇議員(篠川長治) はい。

**○議長(吉谷友一)** 他ございませんか。小泉議員

○議員(小泉和也) この件に関しては、全員協議会でもいろいろ協議があった訳ですが、まず総務課長が言われたように組織のスリム化とか簡素化、職員の派遣とかですね、経費の削減とか言うのはよく分かるんですが、ただ私の考えとして

はですね、職員の削減と言うのは最後の手段だと 思うんですよ、経費の削減というのはですね、い ろんな所に削減できる所があろうかと思います。 委託費とかですね、光熱費とか消耗品とか、いろ いろあろうかと思うんですよね。そういった削減 をしてそれでもダメな場合に職員の削減じゃな いかと私は思います。そうした場合にですね、職 員削減した場合に住民サービスの低下ですよね、 そういう恐れが出てくる訳ですけど、町長、朝の 招集挨拶で合併当時に比べて70人くらいの職員 の削減したんで、その今の定数にあった組織・機 構の見直しをすると言われましたが、それは確か にその通りだと思います。ただですね、心配なの は内容ですよね、この前の全員協議会でも話があ った訳ですけど、まず診療所、出張所ですね、廃 止の部分がありますよね、この廃止の部分に関し て住民に説明がない訳ですよね、区長さんには連 絡してあると聞きましたけど、じゃあ区長さんが 住民に説明するんですか。それはちょっと怠慢じ やないかと思うんですよね。まず診療所はですね、 医者の確保が出来なかったんで、これは仕方ない かなっていう所はあります。出張所に関しては、 やっぱり毎日じゃなくても週に1回か2回、時間 決めてそこに職員を配置する。全協の時の答弁で ですね、町民が来ない時は何をしてるのかと清家 議員が言われた時に何もしていないって言われ ましたよね、それは指導が悪いんやないですかね、 パソコン持って行ってですね、町民が来ない時は やっぱり事務処理とかですね、いろいろ仕事があ ろうかと思います。やっぱりそういう所を考えて、 廃止には私反対なんですけどね、そのなぜかと言 いますとやっぱり高齢者の方ですよね、やっぱり 本庁まで来ないといけないとかですね、そういう ことになってしまったら、足がなかったり、不便 になる訳ですよね、明らかに住民サービスの低下 ですよね、そういう恐れがあるので、ここら辺ち ょっと考えて頂けたらとは思うんですけど。今回

は私は討論まで行きませんけど、見直しをですね、 またして頂きたいというのもあります。もう 1 つですね、今回の資料いっしょに、篠川議員が全 協の時に資料提出して下さい言われましたが、こ れくらいの資料ならですよ、最初の全協の段階で 出して頂かないと協議のしようがないんですよ ね。前々回の全協の資料であんな簡単なものを出 してもらって、説明してもらってもですね、見え てこないんですよね、その辺をどう考えておられ るか。町長になんですが、作業が遅すぎるんやな いかと思うんですよね、4月1日からの条例制定 ですよね、普通ならですよ、ここまで変えていっ たら、職員の配員ですね、何人ここに付けるかと いう、そこまでやっぱり出来ていないと後手後手 に回って、行政がまともに運営できるのかどうか というのが心配なんですけど、そこらはどうです か。

## 〇副町長 議長

## 〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長 行政の機構の関係については、いろい ろなご意見等も頂いた訳でございます。只今の質 問なんですが、まず住民サービスの関係、特に出 張所の関係をご指摘頂きました。その辺等につき ましては、サービスの低下を防ぐというふうなこ とから、いろいろな手法等を検討している所でも ございます。どういうふうなものについては、ど ういうふうな改革をして住民サービスに結び付 けるのかというふうなものを今検討しておりま す。そして職員指導につきましては、当然意識改 革というのは常に職員のまえにも言っておりま す。住民の目線に立った行政をするのが我々職員 であるというふうなことを常に職員の方にも伝 えておりますし、そこら辺をなお一層徹底して意 識改革に取り組んでいきたいとこのように考え ております。それから、職員の配置の関係につき ましては、機構の関係で早急にすべきではないか というふうなご指摘でございますが、現在そこら

辺の配置の関係につきましては、・・等を緩和しながら現在しております。また、早くそこら辺を確定すべき業務として、早急に詰めていきたい。またそれを町長の方へ進言していきたいというふうな形で現在取り組んでおりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

**〇議長(吉谷友一)** よろしいですか。小泉議員 ○議員(小泉和也) 副町長が答弁されましたが、 次回からですね、ああいう廃止とかですね、どっ かを廃止するとか統合するとかあった場合にで すね、町民にまず説明をして頂きたいんですよ、 今回、診療所なんかで、多分町民が一番に知った んは新聞じゃないかと思うんですよね、この間の 愛媛新聞。それはちょっと順番が間違ってるんじ やないかと私は思うんですよね。町長はどのよう に考えておられるのか。それとここまでですね、 課を統合するとやっぱり職員に負担がかかって くるんじゃないかと心配なんですよね。町長、こ ないだ丁寧に説明して頂きました、その支所、所 長を増やして仕事をして頂くというのはよく分 かるんですよね、課長がですね、これだけのこと を把握できるかというのがちょっと心配なんで すよね、これだけ統合していくと偏ってきた場合 に住民サービスの低下になるんじゃないかとい う恐れが出てくる訳ですけど、その点はどのよう に考えておられますかね。

## 〇町長 議長

## 〇議長(吉谷友一) 町長

○町長 確かにいろいろ人事・組織というものに つきましては、いろいろな見方もあると思うんで すが、私は、副町長、総務課長に指示をしたのは ですね、これだけ人口も減ってもくるし、中身を 充実しなくてはならんと。組織・機構もしっかり と見直してくれという指示をしてございます。た だ、従来は課の中には課長補佐という制度がござ いまして、課長補佐が課の中で1人やった訳でご ざいますが、更に分散化して室長、係長といわゆ

る課長補佐とのあい中、室長というのを設けまし て職員にやりがい、やる気を持たせたいというこ とで、機構改革もしまして、現在は各課長の下に 室が3つ、4つあるところもございまして、実質 この室長が課長補佐の役割をしておるというよ うなことで、組織を改めまして、改めてから何年 になりましょう。3、4年なると思うんですけど、 まだどうしても室長に権限といいますか、やる気 と申しますか、そういうところが足らんなという ことで、課を更に・・・まして、室長の力をです ね、力といいますか、やる気といいますか、これ らをしっかりやって頂くということで、今回課を 統合した訳でございますが、正直な所、職員を1 人 1 人見ますとしっかりとやってくれておるん ですが、1つの集団組織という中では、イマイチ 力が発揮出来てないなあというのが実感でござ いまして、そういう意味では職員1人1人が組織 の中で仕事やってますので、組織としての機能は 発揮するようにと言うことで、課の統合もした訳 でございます。また、課長と言う仕事はですね、 うわつらという訳ではないんですが、特に町民と 接する機会が比較的多い訳でございまして、町民 の話をしっかり聞いて行政に反映してもらいた い、実務をするのは室長以下だというふうに私は 認識してございまして、そういう意味では課長も 大変なところも議員が言われるようにございま すが、しっかり町民の目線を向けて職務に精励し て頂きたい。このように思って組織の改正を副町 長の方に指示した訳でございます。いろいろ見方 によっては、ご意見があるかと思いますが、まず はこれでしばらく様子を見させて頂きたいこの ように思っております。よろしくお願いいたしま す。

## **〇議長(吉谷友一)** 小泉議員

○議員(小泉和也) 先ほど私言いましたけど、 今後そういう廃止がある場合は、町民に説明して 頂くというのでいいんですかね。それと町長が言 われるのはよく分かるんですが、今回はこれでいって頂いて、将来的にですね、こういう組織だったら部長制にしてもいいんじゃないかという。どうですかね、町長どのように考えておられるか分からないんですけど、やってもらってまた配員とか変更なる場合もあろうかと思うんですよ。そういう臨機応変にかえていく考えはありますか。

## 〇議長(吉谷友一) 町長

**〇町長** 只今、部長制の話も出たんですが、私就 任して間もない時にですね、部長制もやっていき たいというふうに思ってました。部長というのは、 部長としての誰から見てもしっかりとやれる人 材がなくてはならないと思ってます。時代の流れ かもしれませんけど、確かに北海道泊村辺りでは 部制も設けてございます。私がこういうことを申 し上げますと職員から非難を受ける訳ですけど、 部長としての何言いますか、力と言いますか、そ れだけの能力と言いますか、そういうものは私が 見た限りでは今のとこ課長さん方をしっかりま ずやってもらって、部長として昇格出きる人材を 育成することの方が先だなあっというふうに感 じております。私から見ますと職員は申し訳ない んですけども、物足りないというところが今のと ころございます。しっかりと部制が出来るように 職員一人一人が意識改革をして頂きたい。そして そのあかつきには、是非部制も設けたいこのよう に思ってますが、今まだ私としては、時期尚早と いうふうに感じております。

○議長(吉谷友一) 他ございませんか。(「なし」の発言あり) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第25号「組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定につい

て」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第26号

○議長(吉谷友一) 日程第 19「伊方町湊浦共 同畜舎条例を廃止する条例制定について」議案第 26 号を議題といたします。提案理由の説明を求 めます。

## **〇産業振興課長** 議長

**〇議長(吉谷友一)** 産業振興課長

**○産業振興課長** 議案第 26 号 伊方町湊浦共同 畜舎条例を廃止する条例制定について提案理由 をご説明いたします。本条例は伊方町湊浦共同畜 舎の財産処分に伴い条例を廃止するものでござ います。本案の湊浦共同畜舎は、湊浦地区住宅区 域内にありました養豚施設の環境汚染問題等の 解決策として町が整備したものでございます。30 年以上使用してきた湊畜産組合からの施設の老 朽化により改修等が必要となり、施設の耐用年数 も過ぎていることから払下げの申請がありまし た。国庫補助金等を活用して整備した施設ですが、 その処分制限は過ぎておりまして、払い下げする ことに問題はないため、施設の用途廃止に伴い本 条例を廃止するものでございます。なお、附則と いたしまして、この条例は、公布の日から施行す るものです。以上、ご審議の上、ご決定いただき ますようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第26号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第26 号「伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定 について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第27号

○議長(吉谷友一) 日程第20「平成27年度伊 方町一般会計補正予算(第4号)」議案第27号を 議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〇町長 議長

〇議長(吉谷友一) 町長

**〇町長** 議案第 27 号 平成 27 年度伊方町一般会 計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。歳 入歳出それぞれ 6 億 1,010 万 4 千円を追加し、総 額を111億4,715万2千円とするものであります。 内容といたしましては、国の補正予算に係る事業 と各事業費等の精算見込による減額を計上いた しております。歳出の主なものといたしましては、 2款総務費につきましては、地方公共団体情報セ キュリティ強化対策事業 1,339 万2千円。総合戦 略事業の移住・定住促進委託 900 万円。移住・定 住促進協議会補助 3,750 万円を計上いたしてお ります。3款民生費につきましては、年金生活者 等支援臨時福祉給付金 7,260 万円を計上いたし ております。4款衛生費については、水道事業会 計への補助金 5,278 万1千円を計上いたしてお ります。7款商工費については、総合戦略事業の 広告宣伝業務委託800万円。特定品開発推進協議 会補助金が1,910万円を計上いたしております。 9款消防費については、原子力災害対策防護施設 設計監理委託 5,000 万円。原子力災害対策防護施 設整備工事6億2,000万円を計上いたしておりま す。以上、歳出について主なものの説明といたし ますが、これに対します歳入の主なものは1款町 税、町民税 2,980 万円を計上いたしております。 13 款国庫支出金には、地方創生加速化交付金 7,194万4千円。臨時福祉給付補助金6,851万5 千円を計上いたしております。14 款県支出金に は、原子力災害対策施設整備補助金 6 億 5,000 万円を計上いたしております。次に、第2表繰越 明許費につきまして、18事業9億7,744万3千 円を計上いたしております。以上、平成27年度

伊方町一般会計補正予算(第4号)の主な説明とさせていただきます。尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) お諮りいたします。審議の 方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思い ます。これにご異議ありませんか。(「なし」の発 言あり) 異議なしと認め、歳出から項を追って審 議を進めて参ります。予算書の 24 頁をお開き下 さい。

## 1款 議会費

1項 議会費(24頁) 質疑ありませんか。 2款 総務費

1項 総務管理費 (24~27頁)

質疑ありませんか。

菊池議員。

○議員(菊池隼人) 今ほど町長の説明にもあったんですけど、7目13節の委託料それと19節の負担金補助及び交付金の分で、移住定住促進委託の分ですかね、これはどのような内容なのかいうこと、またどこに委託したのかいうことをちょっとお聞きしたいと思います。それから19節の分に関しましては、移住定住促進協議会の補助金なんですが、これは協議会がいつ設立して、どんな内容で3,750万ですか、これがこの時期いるのかなあっということがちょっとお聞きしたいのと、それから奨学金の返還者支援企業等補助金この前、説明は受けたんですが、これで100万ぐらいですかね、出てるいうことは、人数とか支払う企業等に対しての分が既に出ているんであれば教えて頂きたいなあっと思います。

## **〇議長(吉谷友一)** 政策推進課長

**○政策推進課長** 失礼します。只今のご質問は、 それぞれ先ほどの議員全員協議会の総合戦略の 策定の際にご説明申し上げました。最後の2枚も のの資料のカラー刷りで説明させて頂いたもの であります。まず、移住定住促進事業につきまし ては、トータルで 5,504 万 4 千円の国の地方創生 加速化交付金を活用することとして、現在国と協 議を進めております内容にて補正計上させて頂 いております。中でも先ほどご質問がありました が、移住定住促進体制整備事業等につきましては ですね、空き家、データバンクを整備して、空き 家を活用する。そして移住PRの動画等の作成を 委託するものであります。それから移住定住促進 協議会の事業3,750万円につきましては、町内の 関係企業や団体等で協議会を設立して、短期宿泊 施設の設備や体験メニューの創出など関連事業 などを一体的に実施する予定としております。こ の際、先日もご説明申し上げましたが、短期宿泊 施設といたしまして、旧二見小学校校舎の改築費 用を計画しております。それと最後に奨学金返還 者支援等企業の補助事業につきましては、介護の 分野それから子育ての分野、医療の分野等の有資 格者、具体的に言いますと介護士、保育士、看護 師等の将来の人員確保が非常に困難となって参 ります。そのため伊方町奨学金を受けて専門学校、 大学校等に進んだ皆さんに積極的に町内に帰っ て頂いて、就職して頂くためにそれらの奨学金の 返還が年間大卒でありますと 14 万 4 千円の返還 金額になるそうでありますが、その金額を一旦各 企業がですね、雇用された職員に、社員にですね、 助成金を出して頂いて、そのうちの何割かを町が 助成するといった形で・・設計を検討しておりま す。これらについては、担当課を通じて関係の町 内企業に打診をして頂いておりまして、一応前向 きなご返事は頂いておるということでございま す。従いまして、これらの交付決定が今後になっ てまいります。国の交付決定の内容次第によって は、認められない経費も出てこようかと思います がそれらについては、執行することなく、不用額 で落とさせて頂いたらと思います。ということで、 先ほど、ご質問ありました部分につきましては、 地方創生加速化交付金の申請内容で計上させて 頂いておりますことをご了解頂いたらと思いま す。よろしくお願いします。

## **〇議長(吉谷友一)** 菊池議員

○議員(菊池隼人) 地方創生の分なんで、今度 の補助金に、補正に載せたということですかね。 この時期なんで、当初の分も見たんですけども、当初の分に全然ないんで、こういったもんは短期 的な分でする事業じゃないと思うんで、そこら辺が今年度だけですね、最後の補正に載せてやるような考え方ではちょっとダメだなって思ってますんで、通常でしたら来年度の事業ですよね、実際するにしても、当初でもいいんじゃないかと思って、当初探したらないんで、そこら辺はどうお考えなのかちょっと。

## 〇議長(吉谷友一) 政策推進課長

**〇政策推進課長** おっしゃる通りでございまし て、継続して実施する必要があろうかと思います。 今回、3月補正に計上いたしましたのは、国の補 正予算で、この加速化交付金という補助金が 1 千億円確保されまして、これに対して各市町当り 1つから2つの事業、4,000万円から8,000万円 を上限に交付するという内示を頂きました。その ため今回、国の補正予算を受けて財源確保いたし ますが、言われるとおり3月補正でございますの で、実施時期が短いので全額を来年度に繰り越し てですね、本格的には来年度から始動出来るよう にしたいと思っております。なお、28年度の当 初予算に関しましては、国がですね、28 年度予 算を構えておりますけども、この予算に構えてお りますが、補助率がこれまでの全額補助からです ね、2分の1の補助に変わります。非常に補助率 が悪くなるため、今回考えられるこの8,000万円 の範囲でやるべきことをメニュー化して申請さ せて頂いたらとのことでございます。なお、4月 以降、国の新年度予算成立後にですね、補助要項

等が定まって参りますので、それに合わせて追加 の事業とかですね、これで着手出来ていない事業 がまだまだありますので、取り組んで参りたいと 考えております。よろしくお願いします。

**○議長(吉谷友一)** よろしいですか。他ございませんか。篠川議員

○議員(篠川長治) すいません。只今の 19 節 の奨学金の補助制度、企業が採用した場合に何% とかって言われたと思うんですけど、何%の助成。

## **〇議長(吉谷友一)** 政策推進課長

○政策推進課長 今の所の国と協議しておりますのは、奨学金全額を企業が助成して頂いて、それに対して4分の3の補助率でどうかというところで調整はしております。ただ、この補助率に関しましては、変わることがございますので、保証出きるものではございません。

**〇議長(吉谷友一)** よろしいですか。

○議員(篠川長治) はい。

**〇議長(吉谷友一)** 他ございませんか。(「なし」 の発言あり) 次、

2項 徴税費(28頁) 質疑ありませんか。

3項 戸籍住民基本台帳費(28~29頁)

質疑ありませんか。

4項 選挙費(29頁) 質疑ありませんか。

5項 統計調査費(29頁)質疑ありませんか。

6項 監查委員費 (29~30頁)

質疑ありませんか。

## 3款 民生費

1項 社会福祉費 (30~32頁)

質疑ありませんか。

2項 児童福祉費 (32~33頁)

質疑ありませんか。

3項 老人福祉費 (33~34頁)

質疑ありませんか。

## 4款 衛生費

1項 保健衛生費 (34~37頁)

質疑ありませんか。

2項 清掃費 (37頁) 質疑ありませんか。

3項 水道費(38頁) 質疑ありませんか。

4項 下水道費(38頁) 質疑ありませんか。

## 6款 農林水産業費

1項 農業費(38~40頁)質疑ありませんか。

2項 林業費(40頁) 質疑ありませんか。

3項 水産業費(40~41頁)

質疑ありませんか。

#### 7款 商工費

1項 商工費(41~43頁)質疑ありませんか。

〇議員(篠川長治) 議長

**〇議長(吉谷友一)** 篠川議員

○議員(篠川長治) 19 節の特産品推進協議会補助というのは、1,900万あるんですね。特産品、どういうものを、前に一回全協でいろいろしたんですけど、これは何か企業化出来た商品があるとか、そういう内容的なものありましたら教えてもらったら。

**○産業振興課付課長** 議長

**〇議長(吉谷友一)** 振興センター長

**○産業振興課付課長** 只今の質問でございますけれども、新たな特産品も含めましてということでございますけども、今ある特産品、従来からある郷土料理とかそういうものを含めたですね、優れたものに磨きをかけるというようなことで進めて行きたいと思っております。

○議長(吉谷友一) よろしいですか。篠川議員 ○議員(篠川長治) 現在、企業化に出来そうな もの何点かありましたら教えてもらった。

**〇議長(吉谷友一)** 課付課長

**○産業振興課付課長** 現在、佐田岬はなはなの方で販売をしている中で、大変人気を得てる商品がいくつかございます。と言いますのは、地元の特産であります、さつまいもを加工した商品。これは東京の業者からも注目を浴びておりますので、その辺を磨いて行きたいと思っております。

**〇議長(吉谷友一)** よろしいですか。

〇議員(篠川長治) はい

**〇議長(吉谷友一)** 他ございませんか。

〇議員(阿部吉馬) 議長

〇議長(吉谷友一) 阿部議員

○議員(阿部吉馬) 只今の商工費のですね、13 節の委託料これ広告宣伝業務委託、これ次頁にも なるんですが、いわゆる観光に関する全てを含ん だ金額になるんでしょうか。どの範囲の宣伝 を・・・なった金額になるんでしょうか。

**〇議長(吉谷友一)** 産業振興課長

**○産業振興課長** 先ほどの総合戦略の分で、一応地方創生の過疎化交付金となりますが、特産品のPRと販売促進等の事業の広告宣伝費として考えております。内容といたしましては、特産品のPRと灯台 100 周年記念の動画作成またテレビCMとかラジオ、新聞等の広告等を考えております。

〇議員(阿部吉馬) 議長

〇議長(吉谷友一) 阿部議員

○議員(阿部吉馬) いろいろ宣伝とか今当然アピールしないといけないんで、そういった意味では、商工費で結構観光っていうのは、町長の方向性として打ち出されております。宣伝は、非常に大事ですし、広告っていうのも大事だと思うんです、是非ですね、全体に広げて枠を広げてもう少しですね、増やしても僕はいいんじゃないかいうのが基本的な、800万で果たしてそのそれだけの上のプロモーションの部分を削減して、委託料を増やして、新規に設けてるぐらいですので、もう少しですね、意図とする行政の方向性の意図とするところをやはり打ち出すためには思い切った金額を付けてでもやって頂きたいなと思いますので、今後もう一度精査、次年度に向けて頑張って下さい。

**〇議長(吉谷友一)** 答弁よろしいですか。

○議員(阿部吉馬) はい、いいです。

**〇議長(吉谷友一)** 他ございませんか。(「なし」

の発言あり)次、

## 8款 土木費

1項 土木管理費(43頁)

質疑ありませんか。

- 2項 道路橋梁費(44頁)質疑ありませんか。
- 3項 港湾費(44~45頁)質疑ありませんか。
- 4項 住宅費(45頁) 質疑ありませんか。
- 5項 公園費 (45~46頁)

質疑ありませんか。

6項 公共下水道費(46頁)

質疑ありませんか。

7項 集会所費 (46~47頁)

質疑ありませんか。

#### 9款 消防費

1項 消防費(47~48頁)質疑ありませんか。

## 10 款 教育費

1項 教育総務費(48~49頁)

質疑ありませんか。

- 2項 小学校費(49~50頁)質疑ありませんか。
- 3項 中学校費(50頁) 質疑ありませんか。
- 4項 社会教育費(50~52頁)

質疑ありませんか。

5項 保健体育費 (52~53頁)

質疑ありませんか。

## 11 款 災害復旧費

2項 公共十木施設災害復旧費(54頁)

質疑ありませんか。

3項 農林水産施設災害復旧費(54頁)

質疑ありませんか。

## 12 款 公債費

1項 公債費(54頁) 質疑ありませんか。 次いで、歳入に入ります。13頁お戻り下さい。

## 1款 町税

- 1項 町民税(13頁) 質疑ありませんか。
- 2項 固定資産税(13頁)質疑ありませんか。
- 3項 軽自動車税(13頁)質疑ありませんか。
- 4項 たばこ税(13頁) 質疑ありませんか。

2款 地方讓与税

2項 自動車重量譲与税(13頁)

質疑ありませんか。

6款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金(14頁)

質疑ありませんか。

7款 自動車取得税交付金

1項 自動車取得税交付金(14頁)

質疑ありませんか。

9款 地方交付税

1項 地方交付税(14頁)質疑ありませんか。

11 款 分担金及び負担金

1項 分担金(14頁) 質疑ありませんか。

2項 負担金(14~15頁)質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

1項 使用料 (15頁) 質疑ありませんか。

13款 国庫支出金

1項 国庫負担金 (15~16頁)

質疑ありませんか。

2項 国庫補助金 (16~17頁)

質疑ありませんか。

14款 県支出金

1項 県負担金(17~18頁)質疑ありませんか。

2項 県補助金(18~19頁)質疑ありませんか。

3項 委託金(19頁) 質疑ありませんか。

15款 財産収入

1項 財産運用収入(20頁)質疑ありませんか。

2項 財産売払収入(20頁)質疑ありませんか。

16 款 寄附金

1項 寄附金(20頁) 質疑ありませんか。

17款 繰入金

2項 基金繰入金 (20~21 頁)

質疑ありませんか。

19 款 諸収入

2項 町預金利子(21頁)質疑ありませんか。

5項 貸付金元利収入(21頁)

質疑ありませんか。

7項 雑入 (21~22頁) 質疑ありませんか。 20款 町債

1項 町債(22~23頁) 質疑ありませんか。 次いで、表紙に帰って下さい。「繰越明許費 第2 条第2表」の質疑ありませんか。(「なし」の発言 あり) 第2表は、7頁、8頁にあります。(「なし」 の発言あり) 次いで「債務負担行為の補正 第 3 条第3表」の質疑ありませんか。第3表は9頁に あります。(「なし」の発言あり)次いで、「地方 債の補正 第4条第4表」質疑ありませんか。第 4表は10頁にあります。(「なし」の発言あり) 以上で、質疑を終結いたします。これより討論に 入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あ り) 討論なしと認めます。これより、議案第27 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を 原案のとおり決定することにご異議ありません か。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第27号「平成27年度伊方町一般会 計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決さ れました。暫時休憩いたします。再開は2時15 分からといたします。 (休憩 14:05~14:15)

## 議案第28号

〇議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第 21「平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)」議案第28号を議題といたしま す。提案理由の説明を求めます。

## 〇福祉課長 議長

## **〇議長(吉谷友一)** 福祉課長

○福祉課長 議案第 28 号 平成 27 年度伊方町国 民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、 提案理由をご説明申し上げます。事業勘定の歳出 におきましては、保険給付費の減額、国庫負担金 返納金及び直診勘定繰出金の増額、歳入につきま しては、国民健康保険税の減額、保険給付費の減 額に伴う国庫支出金及び一般会計繰入金の減額

などでございます。歳入歳出予算の総額から、歳 入歳出それぞれ1億3,854万円を減額し、総額を 20 億 5,637 万 3 千円とするものでございます。 直診勘定は、決算見込みによります診療収入や医 薬材料費の減額が主なもので、不足する額を一般 会計繰入金等により調整したものでございます。 歳入歳出それぞれ 8,443 万3千円を減額し、総額 を 5 億 1,721 万 3 千円とするものでございます。 それでは、事業勘定の歳出より、主なものをご説 明申し上げますので、10 頁をお願いします。2 款1項療養諸費でございますが、1目療養給付費 の減額が主なものですが、1億2,645万9千円の 減額でございます。12 頁をお願いします。7 款 1 項共同事業拠出金でございますが、共同事業を取 りまとめております、国保連合会からの決定通知 に基づき、780万1千円の減額となっております。 13 頁をお願いします。10 款 1 項償還金及び還付 加算金につきましては、前年度納付金の実績に基 づきます、国・県負担金の精算返納でございます。 2項繰出金は、施設勘定繰出金として、へき地直 営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付 見込額に合わせて1,259万5千円を増額するもの でございます。次に歳入の主なものでございます。 7頁をお願いします。1款1項国民健康保険税で ございますが、収納見込みによりまして 3,080 万円を減額するものでございます。3款1項国庫 負担金は、決算見込みにより減額するものでござ います。2項国庫補助金につきましては、今年度 の交付見込み額に基づき、132万5千円を増額す るものでございます。8頁をお願いします。4款 1項療養給付費交付金は、退職分の保険給付費の 増額見込みにより、社会保険からの交付金、1,674 万円を増額するものでございます。9 頁をお願い します。9款1項他会計繰入金につきましては、 一般会計繰入金でございますが、赤字補てん分と して計上しておりました、1億円のうち3,000万 円を基金繰入金に充当して、合計 6,981 万7千円

を減額としています。9款2項基金繰入金につき ましては、歳出超過相当分の 911 万 8 千円を計上 しております。以上、事業勘定の主なものの説明 でございます。次に、直営診療施設勘定の九町診 療所から、補正の主なものにつきまして、ご説明 いたします。28頁をお願いします。歳出ですが、 1款1項施設管理費につきましては、人件費の減 が主なもので、62万7千円の減額でございます。 29 頁をお願いします。2 款1項医業費につきまし ては、決算見込みにより、344万5千円の減額と しております。これに対する歳入ですが、27 頁 をお願いします。1款2項外来収入ですが、決算 見込みにより1,275万7千円の減額としておりま す。5款2項事業勘定繰入金ですが、これは特別 調整交付金でございますが267万1千円の増額と なっております。1項目、戻っていただきまして、 1項他会計繰入金の600万円増額につきましては、 歳入不足調整分を計上するものであります。次に、 瀬戸診療所でございますが37頁をお願いします。 歳出ですが、1款1項施設管理費につきましては、 285万3千円の減額となっております。職員手当 及び需用費の減額によるものでございます。38 頁をお願いします。2款1項医業費の1目医療機 械器具費につきましては、決算見込みにより 180 万円の減額、3目医薬品衛生材料費につきまして は、610万円の減額補正としております。これに 対する歳入ですが、34頁をお願いします。1款1 項入院収入につきましては、決算見込みにより、 754万7千円の減額、2項外来収入は、次の頁の 合計のとおり4,313万9千円の減額としておりま す。36頁をお願いします。5款2項事業勘定繰入 金は、特別調整交付金でございますが 1,420 万 5 千円の増額となっております。5款3項基金繰入 金、300万円の計上と5款1項他会計繰入金2,026 万6千円につきましては、歳入不足調整分を計上 するものであります。次に、二名津診療所でござ いますが、39 頁をお願いいたします。二名津診

療所につきましては、光熱水費など必要経費以外 を、減額いたしまして、財源は主に一般会計繰入 金で対応しておりまして、補正額の合計は、6,774 万4千円の減額としております。続きまして、串 診療所でございますが、53 頁をお願いいたしま す。歳出ですが、1款1項施設管理費につきまし ては、人件費などの決算見込みにより2万1千円 の増額となっております。2款1項医業費につき ましては、決算見込みにより、27万7千円の減 額としております。これに対する歳入ですが、52 頁をお願いいたします。1款2項外来収入は、決 算見込みにより、596 万 6 千円の減額。5 款 2 項 事業勘定繰入金は、69万2千円の増額となって おります。1項目、戻っていただきまして、5款 1項他会計繰入金、463万4千円の増額につきま しては、歳入不足調整分を計上するものでありま す。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願 いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第 28 号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号「平成 27 年度伊方町国民健康保険特別会計補 正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されま した。

## 議案第29号

○議長(吉谷友一) 日程第 22「平成 27 年度伊 方町学校給食特別会計補正予算(第 1 号)」議案 第 29 号を議題といたします。提案理由の説明を 求めます。

## 〇教育委員会事務局長 議長

〇議長(吉谷友一) 教育委員会事務局長

**〇教育委員会事務局長** 議案第 29 号 平成 27 年 度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号)に ついて、提案理由をご説明申し上げます。今回の 補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ 76 万円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,388 万2千円とするものでございます。最初に、歳出 からご説明申し上げます。6頁をお願いいたしま す。1款1項1目給食費、11節需用費、賄材料費 を 76 万円減額しております。これは、給食数、 125,745 食が121,798 食と約3,900 食減った関係 でございます。次ぎに歳入をご説明申し上げます。 5頁をお願いいたします。1款1項1目給食費徴 収金は、食数の減に伴い、108万8千円を減額し ております。2款1項1目一般会計繰入金につき ましては、台風等による給食中止に伴う材料費及 び検食材料・給食費徴収不足金等を合わせて、18 万1千円を計上しております。3款1項1目繰越 金については、前年度繰越金として、14万6千 円を計上いたしております。以上、ご審議のうえ、 ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。 **〇議長(吉谷友一)** これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第29号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号「平成27年度伊方町学校給食特別会計補正予 算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第30号

○議長(吉谷友一) 日程第23「平成27年度伊 方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2 号)」議案第30号を議題といたします。提案理由 の説明を求めます。

〇福祉課長 議長

**〇議長(吉谷友一)** 福祉課長

○福祉課長 議案第30号 平成27年度伊方町後 期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)に ついて、提案理由をご説明申し上げます。今回の 補正につきましては、主な要因といたしまして、 愛媛県後期高齢者医療広域連合の試算による、広 域連合への納付金が減額になったために、歳入歳 出それぞれ 143 万 9 千円を減額し、総額を 1 億 6,655万1千円とするものであります。歳出より ご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。 1款1項1目一般管理費は、人件費の減で、1万 7千円の減額でございます。2款1項1目後期高 齢者医療広域連合納付金は、保険料の賦課額の変 更などにより、保険料と事務費負担金、合わせて、 126万9千円の減額です。次に歳入について、ご 説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。 1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料の賦課 額の変更によるもので、79万3千円の減額でご ざいます。2款1項一般会計繰入金は、一般管理 費と広域連合納付金の合計額で、64万6千円の 減額でございます。以上、ご審議の上、ご決定賜 りますようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第30号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり)異議なしと認めます。よって、議案第30 号「平成27年度伊方町後期高齢者医療保険特別 会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決 されました。

## 議案第31号

〇議長(吉谷友一) 日程第24「平成27年度伊 方町介護保険特別会計補正予算(第3号)」議案 第31号を議題といたします。提案理由の説明を 求めます。

- 〇保険介護課長 議長
- **〇議長(吉谷友一)** 保健介護課長

**〇保健介護課長** 議案第31号 平成27年度伊方 町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、 提案理由をご説明いたします。今回の補正は、平 成28年1月までの給付実績を基にした、サービ ス給付費の見直しに伴うもので、歳入歳出予算の 総額から、歳入歳出それぞれ 688 万6 千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 3,341 万 7 千円とするものであります。ま ず歳出ですが8頁をお願いいたします。2款1項 3 目地域密着型介護サービス給付費を 1,160 万 1 千円の増額、9頁をお願いいたします。1項5目 施設介護サービス給付費を1,576万7千円の減額 となっております。10頁をお願いします。6項1 目 特定入所者介護サービス費 550 万9千円の増 額で保険給付費合計で892万8千円を増額し11 億7,066万円となっております。次に11頁をお 願いします。5款地域支援事業費につきましては、 各種予防事業や介護用品支給事業、介護手当支給 事業等の精算によりまして、総額で211万2千円 の減額でございます。12頁をお願いいたします。 6款 基金積立金については、歳入超過財源 1,345 万7千円の減額でございます。続いて歳入ですが、 5 頁をお願いいたします。1 款保険料は特徴・普 徴ともに死亡・転出により第1号被保険者が168 人減少したことによりまして、253万1千円の減 額。4款から6款の国・支払基金・県における介 護給付費負担金につきましては、介護給付費の増 額によりまして、302万7千円の増額、次に地域 支援事業交付金につきましては、各種事業の精算 によりまして、総額で94万8千円の減額となっ

ております。7頁をお願いいたします。8款の繰 入金につきましても、介護給付費の増額による 111万6千円の増額と地域支援事業費の減額によ る27万4千円の減額です。次に8款1項4目の その他一般会計繰入金は、歳出1款総務費の減額 と地域支援事業費の減額により合計で85万2千 円の減額です。次に8款2項1目介護給付費準備 基金繰入金につきましては、準備基金から 1,173 万2千円を取崩し計上するものであります。以上、 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。 **〇議長(吉谷友一)** これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第31号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第31 号「平成27年度伊方町介護保険特別会計補正予 算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第32号

○議長(吉谷友一) 日程第25「平成27年度伊 方町介護サービス特別会計補正予算(第2号)」 議案第32号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 〇保健介護課長 議長
- **〇議長(吉谷友一)** 保健介護課長
- ○保健介護課長 議案第32号 平成27年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明いたします。今回の補正は、28年1月までの実績を基にして歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ88万4千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,249万3千円とするものであります。まず歳出ですが、6頁をお開き下さい。1款介護サービス事業費は臨時雇

用賃金につきまして見直しを行い減額し、その他の事務費につきましても精算により88万4千円の減額となっております。次に歳入でございます。5頁をお開きください。1款1項介護予防給付費収入はケアプラン作成件数の増加により35万6千円の増額、1款5項介護予防ケアマネジメント収入は、総合事業利用者のケアプラン作成件数の減少により41万8千円の減額。2款繰入金はサービス事業費の減額に伴いまして、82万2千円の減額でございます。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり)討論なしと認 めます。これより、議案第32号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり)異議なしと認めます。よって、議案第32 号「平成27年度伊方町介護サービス特別会計補 正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されま した。

## 議案第33号

○議長(吉谷友一) 日程第26「平成27年度伊 方町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」 議案第33号を議題といたします。提案理由の説 明を求めます。

〇上下水道課長 議長

**〇議長(吉谷友一)** 上下水道課

**○上下水道課長** 議案第 33 号 平成 27 年度伊方 町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)に ついて、提案理由をご説明いたします。歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ 537 万 3 千円を 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、 3 億 3,699 万 6 千円とするものであります。今回 の補正内容につきましては、主に実績及び清算見 込みによる補正であります。まず歳出であります が、6 頁をお願い致します。1 款公共下水道管理 費の11節需用費につきましては、電気料の減に よる光熱水費の減額であります。15 節工事請負 費につきましては、各浄化センター及びマンホー ルポンプ等の各施設における修繕等の実績によ り減額となっております。19 節負担金補助及び 交付金につきましては、補助対象、接続加入件数 の実績減により減額となったものであります。次 に、2款公共下水道建設費につきましては、主に 15 節工事請負費の減額で、主に水道管移設等の 関連工事の実績による減であります。3款公債費 につきましては、起債利息償還額の確定に伴い減 額しております。次に歳入ですが、5 頁をお願い 致します。1款1項使用料につきましては、当初 の料金収入見込みに対し、実績増となった事によ る増額であります。3款繰入金につきましては、 歳出の減に伴い減額となったものであります。以 上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお 願い致します。

**○議長(吉谷友一)** これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

〇議員(阿部吉馬) 議長

〇議長(吉谷友一) 阿部議員

○議員(阿部吉馬) 予算的には何等問題、意見 ございません。ただちょっと将来的な事を聞きた いんですが、現在全国的に公共下水道の設備が整 いまして、殺菌作用とかいろんな意味で不純物が 海水に流れていかない。綺麗になりました。そう いった中で、その関連性で漁場の見直しという観 点から、今神戸の方で公共下水道の洗浄する内容 をかえて、良い不純物とあるいは他の分を区別す るといって、プランクトン、海に必要なプランク トンは海に増やしましょうと。環境の悪いものは 除けましょうというような一つの方向性が打ち 出されたような勘がしております。そういったこ とを今後ですね、やはり漁業のまちづくりってい うのがどうしても第一次産業のこの地域におい ては、必要になってこようかと思います。山から の恵みの雨、そこに鉄分なり何々の栄養素が海に 流れてという環境がございますので、そういった 点を今後ですね、もし情報が入るようでしたら、 取り入れて頂いて、そして町で対応が本当に出来 るのかどうか、そこら辺をちょっと調査研究的に 頭の片すみにでもおいて頂いてやって頂きたい と思うんですが、もし情報でもあればお答え頂い たらと思います。

## **〇議長(吉谷友一)** 上下水道課長

**〇上下水道課長** 只今のご意見についてご説明 いたします。公共下水道、今本庁の方でやってお ります公共下水につきましては、施設規模、需要 規模につきましても、非常に限られた施設でござ いますので、先進事例のように海の方に必要な栄 養分については、関連をしていくというふうな施 設整備がまだ現在整っておりません。このような 田舎の方にと言いますか、我が町の自然豊かな町 につきましては、自然からの恵みによりまして、 海の方の栄養素も十分補っておるというふうな ことで、維持されているんだろうとは思いますが、 今後このような公共下水道施設の先進事例等も 情報等を入手いたしまして、より良い方向に向け て検討させて頂きます。進めさせて頂だいたらと いうふうに思うておりますので、よろしくお願い いたします。

## ○議員(阿部吉馬) はい、終わります。

○議長(吉谷友一) 阿部議員よろしいですか。他 ございませんか。(「なし」の発言あり) 質疑を終 結いたします。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第33号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第33 号「平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計 補正予算 (第 4 号)」は、原案のとおり可決され ました。

## 議案第34号

○議長(吉谷友一) 日程第27「平成27年度伊 方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第4 号)」議案第34号を議題といたします。提案理由 の説明を求めます。

## 〇上下水道課長 議長

## **〇議長(吉谷友一)** 上下水道課

**〇上下水道課長** 議案第34号 平成27年度 伊方 町小規模下水道事業特別会計補正予算(第4号) について、提案理由をご説明いたします。歳入歳 出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万7千円 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,926万円とするものであります。今回の主な補 正内容につきましては、実績による、下水道管理 費の減額及び入札減少金等による、下水道建設費 の減額であります。初めに歳出でありますが 6 頁をお願い致します。1款1項1目小規模下水道 管理費におきまして、11 節需用費は、各処理場 及び機器類の修繕が少なかった事による減額。12 節役務費は、各処理場における汚泥汲取りの実績 の減による減額。15 節工事請負費は、維持修繕 工事が少なかった事による減額であります。2目 小規模下水道建設費につきましては、入札減少金、 及び、出来高により13節委託料を減額したもの です。次に歳入ですが、5 頁をお願い致します。 3款繰入金につきましては、歳出の減に伴い減額 となったものです。6款県支出金の減額つきまし ては、事業量の減によるものであります。以上、 ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い 致します。

**○議長(吉谷友一)** これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第34号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第34号「平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第35号

○議長(吉谷友一) 日程第 28「平成 27 年度伊 方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予 算(第 4 号)」議案第 35 号を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

〇上下水道課長 議長

**〇議長(吉谷友一)** 上下水道課長

**〇上下水道課長** 議案第 35 号 平成 27 年度伊方 町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第4号) について、提案理由をご説明いたしま す。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 589 万1千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ 3,338 万円とするものであります。 今回の主な補正内容につきましては、浄化槽の設 置基数の減による減額補正であります。初めに歳 出でありますが8頁をお願い致します。1款1項 1目一般管理費につきましては、汚泥引抜量の減 により12節役務費を減額したものであります。2 款建設改良費につきましては、浄化槽の設置基数 の減により、15 節工事請負費を減額しておりま す。また、これに伴う事務費の減により11節需 用費を減額しております。19 節負担金補助及び 交付金につきましては、補助対象件数の実績減に より減額となったものであります。次に歳入です が、6頁から7頁をお願い致します。事業量の減 に伴い、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、

4 款県支出金及び7款町債を減額しております。 2 款使用料及び手数料につきましては、加入基数 の減による減額であります。5 款繰入金につきま しても、歳出の減に伴い、減額となってございま す。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろ しくお願い致します。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第35号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第35 号「平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事 業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとお り可決されました。

## 議案第36号

○議長(吉谷友一) 日程第29「平成27年度伊 方町水道事業会計補正予算(第1号)」議案第36 号を議題といたします。提案理由の説明を求めま す。

〇上下水道課長 議長

**〇議長(吉谷友一)** 上下水道課長

〇上下水道課長 議案第36号 平成27年度伊方町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明いたします。表紙の第2条の収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして4,522万円追加し、総額を3億5,026万4千円とするものです。主に、第1項営業収益におきまして、給水件数及び全体的な使用水量の減少により基本料金・超過料金を減額したことによるものです。第2項営業外収益におきましては、主に公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として他会計補助金を追加した

ことによるものです。次に支出ですが水道事業費 用を 1,154 万 6 千円減額し、総額を 3 億 2,037 万1千円とするものです。主に、第1項営業費用 におきまして、南予水道企業団からの受水費及び 修繕費を減額したことによるものです。次の頁を お願い致します。第3条の資本的収入及び支出で すが、資本的収入におきまして、1,095万2千円 追加し総額を4,875万2千円とするものです。主 に、第1項他会計補助金に地方公営企業繰出基準 に基づく繰出金を計上したことによるものです。 次に支出ですが475万6千円の減額としておりま す。主に、第1項建設改良費におきまして、実績 見込みにより減額した事によるものであります。 以下、予算に関する説明書1頁から15頁につき ましては、実施計画書、実施計画明細書を16頁 以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計 算書、給与費明細書、平成27年度予定貸借対照 表、及び、注記表を添付していますので、お目通 しください。以上、ご審議の上、ご決定賜ります ようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑な しと認めます。これより討論に入ります。討論あ りませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認 めます。これより、議案第36号を採決いたしま す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。(「なし」の発言 あり) 異議なしと認めます。よって、議案第36 号「平成27年度伊方町水道事業会計補正予算(第 1号)」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第37号~48号

○議長(吉谷友一) 日程第30「平成28年度伊 方町一般会計予算」議案第37号から、日程第41 「平成28年度伊方町水道事業会計予算」議案第48号までの予算関係12議案を、会議規則第37 条の規定により、一括審議といたします。提案理 由の説明を求めます。

〇町長 議長

〇議長(吉谷友一) 町長

**〇町長** 議案第 37 号 平成 28 年度伊方町一般会 計予算から議案第48号 平成28年度伊方町水道 事業会計予算までの12議案の説明を申し上げま す。まず、平成28年度一般会計予算でございま すが、予算総額 93 億 6,064 万 4 千円でこざいま して、前年度比 2.3%、2 億 952 万 6 千円の増額 となっております。歳出の主なものといたしまし ては、1 款議会費については、議員報酬を含め 9,889万2千円を計上いたしております。2款総 務費については、災害対策基金積立金3億44万 2千円、電算室移設工事9,936万円、町民の足を 確保するデマンド交通運行経費3,653万6千円、 ふるさとづくり自治活動推進補助 3,676 万円な ど総額 16 億 6,097 万 3 千円を計上いたしており ます。3款民生費については、子育て支援の場所 の開設 279 万1千円、老朽化した三崎保育所の改 築1億8,043万5千円、学童クラブの運営1,134 万1千円、高齢者の生きがいづくりのための野菜 苗の配布 441 万 5 千円、高齢者配食サービス事業 803 万円、高齢者の健康増進のための温泉優待事 業 916 万 6 千円など総額 19 億 3,145 万円を計上 いたしております。4款衛生費については、救急 医療対策負担金1,197万円、インフルエンザ及び 子宮頸がん等の予防接種の経費 2,719 万 5 千円、 中学生までの医療費無料化を含む助成が 2,401 万円、ごみの収集、運搬焼却の経費 1 億 1,078 万9千円、総額9億311万円を計上いたしており ます。6款農林水産業費については、新規就業者 に対する支援 1,350 万円、有害鳥獣捕獲対策補助 780 万円、農業水利施設に係る県事業負担金 6,200 万円、稚貝の放流事業900 万円、伊方製氷 冷蔵施設改修事業7,000万円、九丁漁港海岸保全 施設整備事業1億800万円、足成漁港東防波堤嵩

上改良事業 1 億 8,568 万 6 千円など総額 8 億 3,449万1千円を計上いたしております。7款商 工費については、商工会への事業補助 1,302 万 5 千円、きなはいや伊方まつり等イベントの経費 2,863万6千円、観光の核となる佐田岬灯台の公 園のリニューアル1億1,460万円など総額3億 829万6千円を計上いたしております。8款土木 費については、地域環境対策作業経費3,373万7 千円、ブルーライン整備による自転車道整備事業 及び町道宇和海線などの道路新設改良事業 6 億 420 万9千円、伊方港護岸の背後法面の落石防護 対策事業 5,000 万円、三崎中央集会所の新築 8,540 万円。総額 12 億 3,676 万 1 千円を計上い たしております。9款消防費については、八幡浜 地区施設事務組合負担金2億8,653万6千円、消 防ポンプ車の整備 2,370 万 6 千円など、総額 4 億 4,017 万 9 千円を計上いたしております。10 款教育費につきましては、小・中学校の入学経費 助成 273 万円、スクールバスの運行経費 6,775 万2千円、三机小学校校舎外部の改修2,573万5 千円、各小学校のパソコン、ネットワーク等の整 備5,574万3千円、瀬戸町民センター高圧受電設 備改修1,752万5千円、国体準備及び国体リハー サル大会開催 1,275 万 6 千円など総額 8 億 1,824 万1千円を計上いたしております。12款公債費 については、定期償還元金、利子あわせまして総 額11億2,303万2千円を計上いたしております。 以上、歳出についての主なものの説明といたしま すが、これに対します歳入の主なものは、1款町 税は、町民税の固定資産税など 24 億 6,386 万 2 千円計上いたしております。9款地方交付税は、 普通地方交付税、特別地方交付税あわせて 25 億 2,000 万円を計上いたしております。13 款国庫支 出金は、障害者自立支援給付費負担金1億5,316 万2千円、電源立地対策交付金6億4,025万円な ど総額10億1,280万円を計上いたしております。 14 款県支出金は、障害者自立支援給付費 7,658

万1千円、地域共生交付金1億7,130万円など総 額 6 億 5,754 万円を計上いたしております。17 款繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金 5 億6,720万円など総額11億3,792万4千円を計 上いたしております。最後に20款町債は、臨時 財政対策債 3 億 1,000 万円など総額 9 億 9,890 万円を計上いたしております。以上、28年度一 般会計予算の説明とさせていただきます。続きま して、特別会計でございますが、まず、国民健康 保険特別会計事業、療養給付費 10 億 6,190 万 2 千円、共同事業拠出金4億4,000万9千円など総 額20億2,431万3千円を計上いたしております。 直営診療施設勘定は、3 診療所の運営費の 5 億 2,074万9千円を計上いたしております。学校給 食特別会計は、小・中学生の給食費に3,318万3 千円を計上いたしております。港湾整備事業特別 会計、港湾施設整備工事に 5,027 万 1 千円など総 額 5,289 万 1 千円を計上いたしております。後期 高齢者医療特別会計は、広域連合納付金 1 億 6,948 万1千円など総額1億8,413万3千円を計 上いたしております。介護保険特別会計は、施設 介護サービス給付費3億1,593万6千円など総額 12 億 648 万 8 千円を計上いたしております。介 護サービス特別会計、介護予防サービス事業費と して1,562万6千円を計上いたしております。公 共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費 9,159万6千円など総額2億5,309万5千円を計 上いたしております。小規模下水道事業特別会計 は、公債費の元金、利子3,734万8千円など総額 6,250万6千円を計上いたしております。特定地 域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽設置 1,482万4千円など総額4,012万7千円を計上い たしております。風力発電事業特別会計は、風力 発電施設管理費 3,667 万 3 千円など総額 6,263 万6千円を計上いたしております。最後に、水道 事業会計については、収益的支出3億3,163万2 千円、資本的支出5億6,079万円を計上いたして

おります。以上、一般会計、特別会計 10 会計及び企業会計を合わせまして 12 会計、予算総額 147 億 881 万 3 千円でございまして、前年度対比 2.7%。3 億 9,202 万円の増額としております。尚、詳細につきましては、質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させますので、審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) お諮りいたします。只今説明のありました、平成28年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、平成28年度伊方町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算の予算会計12議案を、総務文教、産業建設、生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることを決定いたしました。

## 散会宣告

○議長(吉谷友一) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。明日8日は休会、9日は午前10時から各常任委員会合同による平成28年度予算の審議を行います。10日は休会、11日は午前10時から本会議を再開いたします。以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。お疲れ様でした。

(散会 15:06)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署 名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員